

補助金等事業調書

令和3年8月

聖籠町補助金等評価調査委員会

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	301	担当課	総合政策課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	持続可能な行財政運営
補助金名	結婚新生活支援補助金					中項目	多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づく	
						小項目	人権が尊重され誰もが活躍できる地域社会の実現	
事業年度	開始年度	令和 3 年度	根拠法令・ 条例等	(仮称)聖籠町結婚新生活支援補助金交付要綱(R3.4.1施行予定)				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	対象世帯: 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円未満の新規に婚姻した世帯							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(住居費(賃借又は購入)、引越費用等)を支援することで、結婚の後押しを図る							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	補助経費: 婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用補助上限額: 1世帯当たり30万円令和3年度は、令和3年1月1日から令和4年3月31日の間に、婚姻届を提出し受理された夫婦で、対象要件を満たした世帯へ補助							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	結婚新生活支援補助金							7,500	7,500	7,500	7,500	
	計							7,500	7,500	7,500	7,500	
	財源内訳	国庫支出金	地域少子化対策重点推進交付金						3,750	3,750	3,750	3,750
		県支出金										
		地方債										
		その他										
一般財源							3,750	3,750	3,750	3,750		
受益者の状況	受益者(件)数	新婚世帯数		単位	世帯	0	0	0	25	25	25	25
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位: 円				#Num!	#Num!	#Num!	150,000	150,000	150,000	150,000	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位: 円							263	263	263	263	

(2) 成果と課題

成果	予算の範囲内において、申請する全ての世帯に対して補助金の交付につとめたい。
課題	新規事業のため課題は未知数であるが、既に当該事業を実施している近隣の新潟市と連携を密に事前準備につとめたい。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	「第2期総合戦略」基本目標2「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」と整合
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	対象要件を満たす不特定世帯の利益の増進に寄与
	町が関与すべき事業である	適	国は市町村が実施するこれらの事業への取り組みを支援するものとしているため町は積極的に関与するもの

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	国交付金の補助上限額であり、県内でR3実施予定の全4市1町と同額
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	再婚者も対象となるが、基本的に新婚世帯が対象のため偏っていないと判断
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	広報、HP、チラシ、婚活事業で周知を図るほか、婚姻届提出時に町民課窓口で案内を配布予定
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	否	予算の範囲内で申請書を受理した順に審査し、不備の場合は次順を優先するため受付窓口を限定
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	税滞納がないことを町独自要件として追加。当該基本方針に則したものであると判断される
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援することで、結婚の後押しが図られる
	事業目的を達成する手段として最適である	適	新生活のスタートアップに係るコスト負担が理由で結婚に踏み切れない世帯には最適な手段と判断される
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	当該事業は移住、定住にも寄与すると考えられるため、将来的な人口増加に伴う効果に期待できる
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	R1町民アンケート調査で、未婚理由「出会い」に次いで「経済的不安」とする割合が高かったためニーズ有と判断
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	新規事業であるが、毎年改正される国交付要綱に併せて見直しを検討予定
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	当該事業により移住・定住促進、少子化対策につながる未来への投資になると考える

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	補助経費を婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用に制限
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	転入前の市町村を含め税滞納がないことを要綱で規定
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	適	夫婦の世帯所得400万円未満の新規に婚姻した世帯を対象として制限
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	国交付金対象外経費は補助対象としていない
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	補助対象経費の上限額30万円まで全額補助
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	国交付金対象外経費は補助対象としていない
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	補助経費を婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用に制限
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	新規事業のため現状のまま継続の予定であるが、毎年改正される国交付要綱に併せて見直しを検討したい。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	告知の時期の早期化、他自治体との優位性の明確化、不正受給防止策を講じること
主な意見	国が支援するから実施するのではなく、町が実施すべきと考えるから国の支援を活用するのである。町が実施すべき必要性を整理するとともに、事業目的の明確化を図られたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	701	担当課	長寿支援課	補助性質	事業費補助	事業大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	老人クラブ連合会等活動費補助金					事業分類	中項目 生涯健康に暮らせるまちづくり 小項目 高齢者福祉及び介護予防の充実
事業年度	開始年度 平成 9 年度	根拠法令・条例等		老人福祉法、新潟県在宅福祉事業費補助金交付要綱 聖籠町老人クラブ連合会補助金交付要綱			
対 象 (誰、何を)	老人クラブ連合会及び単位老人クラブ						
意図 (どのような状態にしたいのか)	老人クラブ会員相互の融和と健康の維持増進を図り、孤独感の解消と生きがいある生活づくりを促進する。						
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等を含む)	・町内19団体の単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し活動費の一部を助成する。 ・単位クラブ補助率：予算の範囲内で均等割(50,000円)、事務的経費(10,000円)、会員割(600円/人)を交付 ・連合会補助率：連合会事業(300,000円)、健康づくり事業(270,000円)ふれあい事業(270,000円)に交付 ・H26年度末に二本松老人クラブが解散し、H29年度から山諏訪シニアクラブが設立され、H30年度末に亀塚老人クラブが解散し、現在は19団体が活動						

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	老人クラブ連合会活動補助事業				840	840	840	840	840	840	840	
	単位老人クラブ活動費補助金				1,977	1,807	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	
	計				2,817	2,647	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金		新潟県在宅福祉事業費補助金		1,185	1,100	1,139	1,100	1,100	1,100	1,100
		地方債										
		その他										
		一般財源		1,632	1,547	1,561	1,600	1,600	1,600	1,600		
受益者の状況	受益者(件)数		老人クラブ加入者数		単位	人	1295	1112	1087	1087	1087	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位: 円				1,260	1,391	1,436	1,472	1,472	1,472	1,472	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位: 円				114	109	110	112	112	112	112	

(2) 成果と課題

成果	交通安全研修会や体操教室、ダンス教室など様々な活動により会員相互の融和と健康の増進が図られている。
課題	老人クラブは60歳から加入できるが、会社員であっても65歳まで働く人が増加しており、また、元気な高齢者は各々のライフスタイルに合った活動をしているため、新規加入者が減少してきている。老人クラブの役員業務が大変なため、役員を引き受ける方が少なく、役員の固定化、高齢化も課題となっている。老人クラブの活性化について支援内容を検討する必要があると考えている。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画2-3-2に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町内全ての単位老人クラブ及び全ての単位老人クラブが加盟する連合会を補助対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	老人福祉法において、地方公共団体は老人クラブに対して援助を行うよう努めなければならないと規定されている。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	老人福祉法に援助を行うよう努めなければならないとの定めはあるが、補助内容は自治体によって異なる。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	町内全ての単位老人クラブ及び全ての単位老人クラブが加盟する連合会を補助対象としている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	連合会事務局を通じて案内を行い周知を図っている。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	全て窓口での受領となっているが、郵送での受け付けも可となっている。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	老人福祉法等に定められた老人クラブに対して補助を行っている。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	補助金も活用しつつ、様々な活動を行うことにより会員相互の融和と健康増進が図られている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	老人福祉法に援助を行うよう努めなければならないとの定めがあり、適切であると考えられる。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	様々な活動への取り組みがあり妥当と考えるが、老ク加入者数が減少していることから支援内容の検討も必要。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	老人福祉の増進を目的として老人福祉法に規定された事業である。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	H29年度に、単位老人クラブへの補助総額についてキャップを設ける見直しを行っている。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	老人クラブ活動の活性化は、高齢者の社会参加を促進し生きがいがいづくりに寄与することから福祉への投資と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	実績報告時の書類審査において慶弔費などの経費を除外しているが、要綱に対象外経費を明確に記載していない。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	老人福祉法に援助をするよう努めなければならない規定があり、一部構成員の滞納による差止めは難しい。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	補助金交付に際して、繰越金の多寡について考慮されていない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	補助対象経費の決算額と補助算定額を比較して交付している。(割合による補助ではない。)
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	改善(手段の変更)	理由
		高齢者が生きがいを持って健康に生活するために高齢者の社会参加を促進する必要があるが、その方策の一つとして老人クラブ活動は有用なものとなっている。しかしながら、ライフスタイルの多様化などにより、全国的に老人クラブ会員数は減少傾向が続いており、本町においても老人クラブ非加入者数が増加している。これらのことから、老人クラブへの支援は継続しつつも、老人クラブ非加入者との整合を図る観点から、繰越金の状況を勘案した補助とするなど、他市町村の状況を参考に要綱見直しの検討が必要。

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	活動実態の把握、事業内容の明確化、老人に対する多様な活動の支援の取り組み。
主な意見	担当課は被補助者の活動実態を把握するとともに、事業内容を明確化、公表に努め、また、老人の多様な活動の支援となるような事業展開を図られたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	101	担当課	議会事務局	補助性質	事業費補助	事業大項目	なし
補助金名	政務活動費交付金					事業中項目	なし
						事業小項目	なし
事業年度	開始年度 平成 13 年度		根拠法令・ 条例等	地方自治法第100条第14項・聖籠町議会政務活動費の交付に関する条例			
	終了予定 年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町議会議員(定数14人)						
意図 (どのような状態 にしたいのか)	議員の調査研究、その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する。						
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。						

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)										
	事業費項目			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	調査研究・研修等			1,430	1,231	1,380	1,560	1,630	1,680	1,680	
	計			1,430	1,231	1,380	1,560	1,630	1,680	1,680	
	財源内訳	国庫支出金									
		県支出金									
		地方債									
その他											
一般財源			1,430	1,231	1,380	1,560	1,630	1,680	1,680		
受益者の状況	受益者(件)数	14235	単位	人	1430	1231	1380	1560	1620	1680	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位: 円				1,000	1,000	1,000	1,000	1,006	1,000	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位: 円				100	86	97	110	115	118	

(2) 成果と課題

成果	町民全体の代表者として議員の資質向上のための研修等に参加、住民の意見・要望の把握に必要な調査研究を行うことにより、行財政運営が適法・適正、民主的になされているかどうかを批判し監視につながった。
課題	現在、半年ごとに前払いしている政務活動費の適正な運用を期するため、実績払いにすることができないか。また、交付金額が県内他町村議会と比較すると最高額であることから、議員の理解を必要とするが県内町村議会との整合が図れないかが課題である。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	町の政策・施策の監視機関として調査研究等を行うため、自治法・条例で定められた活動費である。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	政務活動によって調査研究・研修等を行い自己研鑽することで、町民全体に関わる政策を町民の立場に立って監視している。
	町が関与すべき事業である	適	町の政策・施策を監視してもらうため必要である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	全国の町村議会や県内町村議会の財政規模を勘案して定められた。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	町民全体に関わる調査研究等を行うための活動費である。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	議員としての活動に要する交付金であることを理解されている。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口・郵送で受け付けている。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	聖籠町議会議員に対して交付されている。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	政務活動を通じた自己研鑽により、町の行財政運営を監視し最終決定を下している。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	町政に反映するための調査研究・研修等による活動が適正に行われている。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	適正な判断により行財政運営に対し最終決定が下されていることから妥当である。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町民の意思を把握し、町政に反映する活動を行っている。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	否	県内他町村議会と比較して交付金額が最高額である。情勢を踏まえた見直しが必要と思われるがされていない。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	町民のために町政を反映させる活動、その他町民福祉の増進を図る活動を行っている。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	条例・取扱要領により補助対象外にしている。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	要綱等はないが、滞納している議員の情報は無い。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	所得等の決算状況は確認していない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	全国の町村議会や県内町村議会の財政規模を勘案して定められた。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	条例・取扱要領による。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	運営費に対する補助ではない。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	運営費に対する補助ではない。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	当町議員への交付金額は他町村議員と比較して最高額のため他町村との整合を図りたいが、議員の理解が必要なことから現状のまま継続とした。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	積算根拠を明確にすること
主な意見	交付額(月額1万円)の積算根拠を明確にし、提示されたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	201	担当課	総務課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	持続可能な行財政運営
補助金名	集会用施設建設経費補助金					中項目	多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づく	
						小項目	町民の参画と協働	
事業年度	開始年度	平成 6 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町集会用施設建設経費補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	地域活動の拠点となる集会用施設							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	地域活動の拠点である公会堂を整備することにより、コミュニティ活動の活性化、自発的な地域づくりの気運を高め、集落を協働の一翼を担う組織に導く。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	集会用施設を建築・改修する集落に対して建築に要する部分に対する補助を行う。【補助率】※限度額なし・新築:1/2 ・改修:3/4・設備の新設・取替:1/2または3/4(築年数による)・設計監理委託:1/2							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	公会堂改修工事補助金				7,892	5,091	4,690	871	3,400	3,400	3,400	
	計				7,892	5,091	4,690	871	3,400	3,400	3,400	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他		ふるさと応援基金繰入金			1,260	1,224	1,128	391	1,500	1,500	1,500	
一般財源				6,632	3,867	3,562	480	1,900	1,900	1,900		
受益者の状況	受益者(件)数	補助集落世帯数	単位	世帯	664	807	1489	378	860	860	860	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				9,988	4,792	2,392	1,270	2,209	2,209	2,209	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				464	272	250	34	133	133	133	

(2) 成果と課題

成果	当初予定していた8件および緊急対応2件(白アリ被害による改修)について補助を実施した。
課題	各施設の老朽化が進み改修工事が増えており、町財政への負担が大きくなっている。また他市町村と比較して高い補助率が設定されていることから、補助率等の見直しが必要。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画5-1-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	すべての行政区を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	地域コミュニティで中心的な役割を担っており、また、行政との橋渡し役としての機能もあることから、町が関与すべきと考えられる。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	令和3年度から、バリアフリー化工事以外は1/2補助となるよう改正する。※バリアフリー化工事の場合のみ3/4補助。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	各行政区長からの相談により、対応している。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	区長会議により、事業の説明、案内等周知を図っている。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口申請に比べることがほとんどであるが、郵送での受け付けを拒んでいない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	すべての行政区を対象としており、適切であると考ええる。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	集会施設の整備(修繕)により、地域活動の拠点として活用されている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	集会施設の整備(修繕)は、各行政区が主体となるべきものであり、適切であると考ええる。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	補助金事務の執行上、特に無駄もなく、妥当と考える。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	例年、4、5件の事業要望がある。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	主体的な活動への支援という観点から補助率を1/2に見直す予定である。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	地域コミュニティ活用の拠点として、未来へつなげる投資と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	工事、修繕、備品購入費用に限定している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	区長等主導の立場にある役員から滞納のない旨の誓約書を申請時に添付させることを令和4年度実施に向けて検討中
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	各行政区ともに収支の状況(構造)にあまり差がないため、決算状況による制限は不要と考える。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	令和3年度から、バリアフリー化工事以外は1/2補助となるよう改正する。※バリアフリー化工事の場合のみ3/4補助。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	改善(手段の変更)	理由	施設の老朽化による改修工事が多く、町財政への負担が大きくなっている。また他市町村と比較し補助率が高く、上限設定もないことから、補助率等の見直しを行う。令和2年度に各集落へ見直し案を周知し、令和3年度から新補助率適用予定。しかしながら、補助率等を見直した場合、特に小規模集落への負担が大きくなることが想定されるため、1世帯あたりの経費負担額に応じた特別加算補助の条件を緩和する等、負担軽減策も検討したい。
--------	-----------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	決算・利用状況の把握、施設の位置付けを明確にし公表すべき
主な意見	決算や施設の利用状況から実態を把握し、本事業に対する施設の位置付けを災害時の役割や機能とともに明確にし、町民に知らしめるべきである。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	202	担当課	総務課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	小中学校相互交流派遣事業補助金					中項目	IoT社会を切り拓く子どもの育成	
						小項目	世界とつながる力の伸長	
事業年度	開始年度	平成 10 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町小中学生相互交流派遣事業補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	町民							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	異文化の習慣や価値観を理解し、国際的な相互理解力を育てる。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	・ハルビン市との児童・生徒の相互交流事業実施(町小中学生ハルビン市訪問、ハルビン市小中学生聖籠町訪問)							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	補助金				431				1,200		1,200	
	計				431				1,200		1,200	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
		その他										
一般財源				431				1,200		1,200		
受益者の状況	受益者(件)数	全町民	単位	人	14293	14235	14235	14235	14235	14235	0	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				30				84		#Div/0!	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				30				84		84	

(2) 成果と課題

成果	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していたハルビン市訪問事業を中止したため、補助金の交付はなかった。
課題	効果をとらえるのは難しいが、子どもたちから外国人と接し、外国の文化・生活様式に触れることは貴重な体験となっており、参加者からも好感の反応を得ている。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画Ⅲ-1-(2)国際交流支援事業
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	国際的な相互理解を図ることで、多様性を受け入れ、文化の違いを超えて協力し合える若者を育てることで広く町民の利益の増進に結びつくと考え。
	町が関与すべき事業である	適	町とハルビン市教育局との協定に基づく交流事業であり、町が関与すべき

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	1/2補助であり妥当である。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	町教育委員会を通し、町内小中学校の生徒から広く参加者を募っている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	町教育委員会を通し、町内小中学校の生徒から広く参加者を募っている。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	基本的には学校を通して取りまとめをしているが、郵送を拒否しているということではない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町とハルビン市教育局との協定、町小中学校とハルビン市経緯小・117中学との覚書に基づく相互交流であり、対象者の設定は妥当である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	否	効果をとらえるのは難しいが、子どもたちから、外国の文化・生活様式に触れることは貴重な体験となっており、参加者からも好感の反応を得ている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	交流内容に関しては、今後、町とハルビン市とで検討を重ねていく必要はあるが、子どもたちが外国の文化に触れる機会をつくる意味では補助金は妥当。
	費用対効果は、妥当かどうか。	否	効果をとらえるのは難しいが、子どもたちから、外国の文化・生活様式に触れることは貴重な体験となっており、参加者からも好感の反応を得ている。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	将来に向けて、国際的な相互理解を図る。多様性を受け入れる。といった社会的ニーズがあると考えられる。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	令和元年度に「今後の交流の在り方」に関して意見交換をしたところ。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	国際的な相互理解を図ることで、多様性を受け入れ、文化の違いを超えて協力し合える若者を育てる事が期待できる。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	国内・国外における旅費を対象
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	要綱に規定はない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	制限は特にない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	1/2補助である。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	平成9年にハルビン市教育局と町で友好交流協定を締結。これまで培ってきた友好関係は町にとっても貴重な財産である。ただし、事業開始当初から国際的な情勢も変化してきており、交流は継続するとしてうえて、その方法については、今後見直しも必要と考える。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	廃止	費用対効果を念頭に、別の方法による交流を検討すべき
主な意見	本事業には相手方のいることなので、一方的に廃止できない事情は推察するが、事業の効果が不明確である。費用対効果を念頭に、相互交流にこだわらず、他の方法を検討されたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	501	担当課	町民課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	保護司連絡協議会補助金						中項目	安全に暮らせる環境づくり
							小項目	防犯対策の充実
事業年度	開始年度	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町保護司会補助金交付要綱				
	終了予定	年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町保護司連絡協議会							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	犯罪防止活動と罪を犯した者の更生保護活動の推進を図り、安心安全な地域社会を築くため保護司会の活動を支援する。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町小中学校で実施する人権に関する講演会、「社会を明るくする運動」などの啓発事業、保護司の資質向上のための研修視察及び 地区連絡協議会が開催する研修等に参加している。							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	保護司連絡協議会補助金				80	80	80	80	80	80	80	
	計				80	80	80	80	80	80	80	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				80	80	80	80	80	80	80		
受益者の状況	受益者(件)数	保護司	単位	人	4	4	3	3	4	5	5	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位: 円				20,000	20,000	26,667	26,667	20,000	16,000	16,000	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位: 円				6	6	6	6	6	6	6	

(2) 成果と課題

成果	「社会を明るくする運動」をはじめとする犯罪防止活動、保護司の資質向上のための研修などを行い、保護司としての任務を遂行するための事業を実施した。
課題	保護司は保護観察所からも交通費程度の実費支給しかなく、保護司の活動を行う場合、持ち出し部分が生じている。補助金を削除、減額した場合に保護司活動が停滞し、地域の生活安全が悪化することが考えられる。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合政策Ⅱ-I-4に位置付けられている
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	すべての町民の生活安全に寄与している。
	町が関与すべき事業である	適	保護司の活動により地域の生活安全の推進が図れることから、町の関与が妥当である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	保護司は無報酬であり、持ち出し部分が生じる傾向にあり、会の運営自体が出来なくなる可能性があるため平成29年度より定額補助となっている。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	会の事業に対して補助しているので偏りはない。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	対象者に対して案内している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	基本的には、窓口での申請になるが郵送でも可能である。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町の全保護司が対象であり適切。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	会の活動が活発化し、町民の意識付けができています。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	全保護司の活動として最適である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	補助金事務の執行上、無駄もなく妥当と考える。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町民の防犯、安全意識が高まっている。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	保護司は交通費程度の実費支給しかなく、事業費の定率補助では運営自体が危うい現状があることからH29年から定額補助となっている。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	生活安全の維持、向上に必要な事業と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	要綱で保護司法に定める使命を果たすために必要な事業に限定している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	要綱に規程されていない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	要綱に制限は規程していない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横だし補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	定額補助である。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	運営費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	保護司は交通費程度の実費支給しかなく、補助金がない場合保護司活動に支障をきたすことも考えられるので補助を継続している。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	保護司は交通費程度の実費支給しかなく、補助金がない場合保護司活動に支障をきたすことも考えられるので補助を継続している。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	本事業には特殊性があり、保護観察所からも交通費程度の実費支給しかなく、持ち出し部分が生じる傾向にある。更生保護活動や「社会を明るくする運動」をはじめとする犯罪予防活動、資質向上のための研修など地域の生活安全の向上の重要な担い手であることから引き続き継続していく必要がある。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	目的、補助内容の明確化、事業費補助への移行
主な意見	目的に対する効果という意味で補助内容の明確化を図ること。啓発事業等などに対する事業費補助への移行を検討すること。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	901	担当課	東港振興室	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	企業立地奨励金					中項目	地域の未来をけん引する商工業	
						小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興	
事業年度	開始年度	平成 27 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町企業立地促進条例				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	新潟東港工業地帯（聖籠町側）等に立地しようとする、又は既に立地している企業のうち、新潟県による地域経済けん引事業計画の承認を受けた企業							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	地域経済をけん引する設備投資を促進することで、企業振興を図るとともに、固定資産税収等による町税収入の安定、町民雇用の拡充を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	・企業訪問等での奨励金制度の周知による設備投資の促進・企業立地奨励企業への企業立地奨励金等の交付 対象設備投資に係る固定資産税相当額を1年間交付／対象新規常用雇用者1名につき、50万円を3年間分割交付交付							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	企業立地奨励金				775	1,146	13,535	12,668	20,892	100	100	
	計				775	1,146	13,535	12,668	20,892	100	100	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他		企業立地促進基金繰入金						12,668	20,892	100	100	
一般財源				775	1,146	13,535						
受益者の状況	受益者(件)数	町人口		単位	人	14291	14293	14235	14235	14235	14235	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円					54	80	951				
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円					54	81	951				

(2) 成果と課題

成果	以前の制度は企業の雇用と設備投資の実態にそぐわず、適用件数が非常に少なかった。令和2年9月に制度改正後、すでに企業立地奨励制度の指定申請が2件、申請待ちが1件となっており、企業にとって制度が利用しやすいものとなったと感じる。
課題	未操業地の解消などに向け、設備投資の動機づけとなるよう、引き続き周知を図る。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画4-4-1に位置付け。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	条例により工業地域、工業専用地域、準工業地域、蓮野長峰山地区地区計画区域、蓮濁長峰山地区地区計画区域を対象地区としている。
	町が関与すべき事業である	適	固定資産税相当額、町民雇用に対する助成により、企業立地と町民雇用を図る制度であり、町が実施すべき。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	固定資産税相当額1カ年分、町民雇用1人当たり50万円の助成としており、合理的。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	条例により対象業種を定めているが、対象地区に立地可能なすべての者を交付対象としている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	対象地区に立地を検討する旨相談を行った者全てに案内し説明している。また、町ホームページにも制度を掲載。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	申請書類が多いため、窓口での申請を基本としている。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	条例で定める目的、対象地区、対象業種が関連しており、適切と判断。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	令和2年9月に条例改正し新制度に移行し、令和2年度末までに3件の指定申請を予定。効果が発揮されることが確実。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	設備投資を行った企業が申請・交付を受けることができ、適切と判断。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	他自治体は3カ年程度の交付が多いが、本町は1カ年交付。対象地区への立地ニーズは以前高く、費用対効果は妥当と判断。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	対象地区への立地ニーズは高く、奨励金への問い合わせも多いため、ニーズありと判断。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	企業立地促進検討委員会での議論・答申を経て社会情勢の変化に合わせて令和2年9月に制度を見直した。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	地域経済けん引事業の県承認を受けた投資を対象条件としており、活力ある地域経済の構築に効果的。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	投下固定資産の課税相当額及び町民雇用1人当たり50万円の交付であり、公益的な事業に関する経費のみ対象。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	条例により町税の滞納がある者を対象から除外。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	設備投資の固定資産税相当額への助成であり、団体の決算状況を判断材料としていない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	該当しない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	固定資産税相当額を1年間交付／町民雇用1人につき50万円を3か年分割交付する制度であり、1/2補助のような仕組みではない。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	該当しない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	固定資産税相当額及び町民雇用1人当たり50万円の交付であり、明確。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	未操業地の解消などに向け、設備投資の動機づけとなるよう、引き続き周知を図る。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	将来の税の増収効果や町民の雇用が促進されるなど、本事業の費用対効果を示すことができるのではないかと。その効果について町内外に公表すべきである。
主な意見		

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	601	担当課	保健福祉課	補助性質	運営費補助	事業大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	聖籠町社会福祉協議会助成金					事業中項目	生涯健康に暮らせるまちづくり
						事業小項目	地域福祉の充実
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	社会福祉法社会福祉法人の助成に関する条例		
	終了予定	未定	年度				
対 象 (誰、何を)	町社会福祉協議会						
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	社会福祉協議会運営費の一部助成により町福祉施策の総合的推進を図る。						
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	助成金の内訳は、次の4つ。①法人事務局の運営、②福祉事業の車両購入、③ふれあい交流事業、④障害者対策交付金事業、 法人全体の主要事業は、次の6つ。①法人事務局、②地域福祉推進事業、③高齢者支援事業、④共同募金分配金事業、⑤障害 者支援センター事業、⑥杉の子の家 自主財源を徴しても不足する額について補助。						

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	町社会福祉協議会助成金				37,234	36,883	36,103	36,103	36,103	36,103	36,103	
	計				37,234	36,883	36,103	36,103	36,103	36,103	36,103	
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
		その他										
一般財源				37,234	36,883	36,103	36,103	36,103	36,103	36,103		
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	町民	単位	人	14293	14235	14235	14235	14235	14235	14235	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				2,605	2,591	2,536	2,536	2,536	2,536	2,536	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				2,605	2,591	2,536	2,536	2,536	2,536	2,536	

(2) 成果と課題

成果	町社会福祉協議会では、地域福祉の向上に資する多くの福祉事業を行っている。同者の運営に必要な助成を行うことで、地域福祉の向上に寄与できている。
課題	自主財源の増減により、助成額が変動する。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	町総合計画2-3-1に基づいている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町内全域を対象として福祉事業を実施している町社会福祉協議会へ補助している。
	町が関与すべき事業である	適	地域福祉の向上のための事業を効率的に実施できていることから、町が関与すべき。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	社会福祉協議会の事業運営にかかるもので、自主財源を徴しても不足する額について補助している。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	町内全域を対象として福祉事業を実施している町社会福祉協議会へ補助している。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	町と社会福祉協議会事務局で協議している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	町と社会福祉協議会事務局で協議し、申請は手渡しで行っているが郵送でも可能。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町福祉施策の達成のため、福祉事業を総合的に実施している組織であり適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	福祉の専門性、総合性を持つ町社会福祉協議会へ助成することで、地域福祉の向上のための事業を効率的に実施できている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	福祉の専門性、総合性を持つ町社会福祉協議会へ助成することで、地域福祉の向上のための事業を効率的に実施できている。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	福祉の専門性、総合性を持つ町社会福祉協議会へ助成することで、地域福祉の向上のための事業を効率的に実施できている。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町福祉施策の達成のため、福祉事業を総合的に実施しており社会的にニーズがある。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	町と連携し町福祉行政に合わせた福祉事業がおこなわれている。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	地域福祉の向上のための事業を効率的に実施できている。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	要綱等に規程はない。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	要綱等に規程はない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	現状では制限していない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し事業ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	自主財源を徴しても不足する額について補助。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ事業ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	社会福祉協議会事務局職員人件費への助成が主なものであるが、積算根拠等については、町と協議したうえで予算計上している。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	町福祉施策の達成のため、福祉事業を総合的に実施している組織であり移行について現状では難しい。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	町福祉施策の達成のため、福祉事業を総合的に実施している組織であり、年限を定めることについて現状では難しい。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつながる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	地域福祉の向上に資する事業であり、効率性、妥当性、必要性は高い。
--------	---------	----	----------------------------------

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	地域福祉の向上にどれだけ貢献しているか、また、その費用対効果について測る指標を確立し、町民等対外的に示す必要がある。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	602	担当課	保健福祉課	補助性質	運営費補助	事業大項目	誰もが安心して暮らせる暮らしの実現
補助金名	民生委員児童委員協議会補助金					事業分類 中項目	安心して暮らせる福祉のまちづくり
						小項目	健康づくりの充実
事業年度	開始年度	令和 2 年度	根拠法令・ 条例等	民生委員法			
	終了予定	未定 年度					
対 象 (誰、何を)	民生委員児童委員協議会						
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	地域に合った福祉行政を行うため、町民と行政機関とのパイプ役としての役割を担う組織の維持、確保。						
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町民の抱える悩み事等に対する相談の受け皿として機能するとともに、要援護世帯等を訪問し、必要な調整活動を行う。また、小中学校や関係機関との情報交換会や子どもたちの登下校時の見守り、さらには資質向上のための学習会等を実施する。他市町も本町同様に委員又は協議会に対して予算が配分されている(行政からは報酬又は委託料又は補助金で支払われている)。また、事業内容についても本町同様の取り組みを行っている。 委員数(24人)R2予算・民生委員児童委員活動費2,514千円)・県民児協等負担金(236千円)						

2 補助金等の推移

(1)事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	民生委員協議会補助金						2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	
	計						2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
		その他										
一般財源						2,720	2,720	2,720	2,720	2,720		
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	町民	単位	人	14293	14235	14235	14235	14235	14235	14235	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円						191	191	191	191	191	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円						191	191	191	191	191	

(2)成果と課題

成果	担当区域の訪問等を通じて、町民が抱える悩みごとの相談等に対応できている。
課題	本業務を維持するための民生委員児童委員のなり手が不足している。

3 担当課による評価

(1)適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画2-3-1に基づいている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町民全てを対象として地域福祉向上のため活動している。
	町が関与すべき事業である	適	町民と行政機関のパイプ役としての役割を担う組織であり、町が関与すべき。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	組織の運営に係るもので、自主財源を徴しても不足する額について補助。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	委員として町が推薦し、国から委嘱を受けた者。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	町事務局との協議により補助している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	町民児協から町担当課が事務委任を受け、申請等の事務処理をしている。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	地域福祉の向上のための事業を効率的に実施されており適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	定例会の開催、研修会への参加、町民からの相談、児童や高齢者の見守り事業等により効果をあげている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	地域における身近な相談窓口として位置づけられている。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	地域福祉の向上のための事業を効率的に実施できていることから妥当と考える。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町民と行政機関のパイプ役としての役割を担う組織であり、地域におけるニーズがある。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	社会情勢や地域状況に応じて活動の見直しを図っている。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	町民と行政機関とのパイプ役としての役割を果たしている。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	要綱等に規程はない
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	要綱等に規程はない
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	現状では制限していない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し事業ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	自主財源を徴しても不足する額について補助。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ事業ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	各委員個人の活動費に係る費用が主なものであるが、積算根拠等については、町と協議したうえで予算計上している。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	地域福祉活動を通じて行政機関とのパイプ役として役割を担う組織であり、現状から年数を区切ることは難しい。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	地域福祉活動を通じて行政機関とのパイプ役として役割を担う組織であり、現状から年数を区切ることは難しい。また、成りて不足が課題である。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	少子高齢化、核家族化など社会情勢が大きく変化し、様々な課題を抱え、相談支援を必要とする人々が年々増えている中、地域で孤立することのないよう、民生委員・児童委員の活動が益々必要な社会となっていることから、現状のまま継続する。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	地域福祉の向上にどれだけ貢献しているか、また、その費用対効果について測る指標を確立し、町民等対外的に示す必要がある。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	1001	担当課	子ども教育課	補助性質	事業費補助	事業大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	聖籠町学校給食費補助金					事業中項目	教育環境の整備・充実
						事業小項目	支援を必要とする児童生徒への対応
事業年度	開始年度	令和 1 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町学校給食費補助金交付要綱			
	終了予定	未定 年度					
対 象 (誰、何を)	町内に住所を有し、こども園、小・中学校に在学する園児・児童生徒を3人以上養育している保護者						
意図 (どのような状態 にしたいのか)	少子化対策や子育て世帯の負担を軽減する						
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町内に住所を有し、こども園、小・中学校に在学する園児・児童生徒を3人以上養育している保護者へ第3子以降の園児・児童生徒の学校給食費(全額)を補助する。						

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	学校給食費補助金					4,342	4,000	4,785	4,585	4,585	4,585	
	計					4,342	4,000	4,785	4,585	4,585	4,585	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源					4,342	4,000	4,785	4,585	4,585	4,585		
受益者の状況	受益者(件)数	申請者数	単位	人	0	124	130	142	100	100	100	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				#Num!	35,016	30,769	33,697	45,850	45,850	45,850	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円					305	281	336	322	322	322	

(2) 成果と課題

成果	対象者の90%以上から申請があり、申請者全員に補助金を支給することができ、子育て世帯の経済的負担を減らすことができた。
課題	3人以上子どもを養育している世帯でも給食費に未納のある世帯は対象外となってしまうことから、引き続き補助金事業の周知及び納付促進をする。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画2章Ⅱ1(1)子育て家族の応援
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	多子世帯の経済的負担を軽減することで、少子化対策の一助となっている。
	町が関与すべき事業である	適	町立園・学校で町が提供している給食であるため、関与すべきと考える。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	第3子以降の給食費を100%補助しているが、近隣で類似事業を行っている市町村も100%補助をしているので妥当と考える。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	事業対象者すべてに周知しており、ほとんどの対象者からの申請があり、交付決定している。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	町HP及び広報で周知している。園・学校経由で全保護者へお知らせ文を配布し周知している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	郵送等でも受け付ける周知はしていないが、郵送での受付を拒むものではない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	類似事業を行っている近隣市町村と比べ第3子のカウント幅が広い(対象者が多い)が、町独自支援策なので適切であると考ええる。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	少子化対策の一助となっており、未来へつなげる事業と考える。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	多子世帯の経済的な負担を軽減しているので、適していると考ええる。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	補助金事務の執行上、特に無駄もなく妥当と考える。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	子育て世帯への経済的負担軽減を求める声は多くある。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	否	令和元年度から開始した事業であるため、見直しをする計画はいまのところない。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	子どもへの投資であり未来へつなげる事業であると考ええる。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	徴収した給食費のみ補助している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	給食費滞納者への補助は行っていない。要綱に規定あり。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	低所得世帯へは就学援助で給食費助成があるため、補助金事業で所得制限を設ける必要はないと考える。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横だし補助ではないが、別の制度で給食費助成がされている世帯へは差額分を補助している。二重支給とにならないようにしている。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	町の政策的な観点から全額補助としている。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではないが、別の制度で給食費助成がされている世帯へは差額分を補助している。二重支給とにならないようにしている。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	町で徴収した給食費分を補助しているので積算根拠は明確である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	-
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	-

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	令和元年度からの新規事業であり、少子化対策や子育て世帯の負担を軽減するため、一時的な事業ではなく長期的に支援が必要な事業であることから現状のまま継続していく。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見		

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	1002	担当課	子ども教育課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	中学校通学用ヘルメット購入補助金						中項目	教育環境の整備・充実
							小項目	学校内外での安全確保への対応
事業年度	開始年度	平成 30 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠中学校通学用ヘルメット購入補助金交付要綱				
	終了予定	年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠中学校の生徒							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	聖籠中学生の自転車通学において、安全な通学を確保するためのヘルメット購入に対し、補助を行う。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	自転車通学対象者に対し、ヘルメットの購入代金として、補助を行う。1人あたり1,000円を補助している。							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	聖籠中学校通学用ヘルメット購入補助金				376	140	110	130	110	110	110	
	計				376	140	110	130	110	110	110	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				376	140	110	130	110	110	110		
受益者の状況	受益者(件)数	中学生	単位	人	376	140	110	130	110	110	110	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				26	10	8	9	8	8	8	

(2) 成果と課題

成果	中学生自転車通学生徒の安心・安全の確保に繋がるとともに、町の交通安全対策の充実を図れる。
課題	ヘルメット着用の啓発と着用率の向上を図る。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画Ⅱ-1-3-(1)交通安全思想の普及徹底
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	子育て世代の経済的負担を軽減することの一助となっている。
	町が関与すべき事業である	適	学校の登下校の交通安全の確保のため、関与すべきと考える。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	対象経費のおおよそ5割となっており、妥当と判断する。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	対象者が聖籠中学校の全生徒のため、特に支障はない。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	対象者が聖籠中学校の全生徒のため、周知されている。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	申請はPTA会長であり、特に支障はない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	聖籠中学校に通う中学生が対象であり、特に支障はない。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	ヘルメットの着用により交通安全の確保がされている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	子育て世代の経済的な負担を軽減しているので、適していると考える。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	補助金事務の執行上、特に無駄もなく妥当と考える。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	子育て世帯への経済的負担軽減を求める声は多くあり、かつ安全確保が図られる。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	否	平成30年度から開始した事業であるため、見直しをする計画はいまのところない。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	子どもへの投資であり未来へつながる事業であると考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	ヘルメット購入経費に対しての補助としている。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	要綱等に規定していない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	適	事業計画書により補助対象経費を確認し、補助対象を明確にしている。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	国庫補助等ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	補助率は1/2以内である。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	補助対象経費の1/2以内である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	-
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	-

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつながる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	聖籠中学校に通う中学生の安全確保と町の交通安全対策の推進のため、必要な事業であり、現状のまま継続する。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見		

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	401	担当課	生活環境課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	聖籠町交通安全母の会交付金						中項目	安全に暮らせる環境づくり
							小項目	交通安全対策の充実
事業年度	開始年度	平成 9 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町交通安全条例、聖籠町交通安全対策事業費交付金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町交通安全母の会							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	町民(家庭の主婦、母親)より構成される「聖籠町交通安全母の会」の事業実施を支援することで、町民による交通安全活動の推進と各家庭における交通安全意識の高揚を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町民(家庭の主婦、母親)が主となり構成される「聖籠町交通安全母の会」の事業費を補助する。 【補助率】事業費の1/2(上限30万円)							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	負担金補助及び交付金(聖籠町交通安全母の会交付金)				300	300		300	300	300	300	
	計				300	300		300	300	300	300	
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				300	300		300	300	300	300		
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	全町民	単位	人	14293	14235		14235	14235	14235	14235	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				21	21		21	21	21	21	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				21	21		21	21	21	21	

(2) 成果と課題

成果	○町民(家庭の主婦、母親)により構成される「聖籠町交通安全母の会」の事業実施を支援することで、町民による交通安全活動の推進に寄与した。
課題	○多くの町民の方々に「聖籠町交通安全母の会」の活動に参画してもらうため、その活動の趣旨や内容を理解してもらうよう周知していく必要がある。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画2-I-3に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	「聖籠町交通安全母の会」は、様々な世代や団体等の交通安全意識の高揚に寄与しており、公益性は非常に高い。
	町が関与すべき事業である	適	「聖籠町交通安全母の会」の事業は公益性が非常に高く、町が関与・支援すべきでもある。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	補助率(額)1/2(上限30万円)に対し、事業費は例年60万円を超えているが、各世帯からの会費により事業費を賄えていることから、妥当である。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	要綱で交付対象を定めている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	要綱で交付対象を定めており、対象には周知している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	担当課が事務局を兼ねているため、郵送申請の必要はない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町民による交通安全活動の推進と各家庭における交通安全意識の高揚を図る上で、町民により組織される当該団体を補助対象とすることは妥当である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	年間を通して、町民参画による交通安全活動を実施されており、目的と合った事業が展開されている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	町民の交通安全意識の高揚は、町民により組織される「聖籠町交通安全母の会」に事業によることが最も有効的である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	年間を通して、様々な事業を実施しており、収支決算状況からも特に無駄もなく、妥当である。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町の地域特性として、車の利用は欠かせないものであり、交通安全対策は引き続き、力を入れていくべきである。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	現在の社会情勢では、当面の間、車社会が続き、交通安全思想の普及の必要性は高く事業見直しの必要性はないが、必要に応じ見直しは図っていく。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	交通安全対策は、町の活力となる子ども達をはじめとする町民の安心・安全を守るものであることから、地域社会の維持に向け、効果的な事業である。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	要綱により、補助対象を事業推進費に限定している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	対象の団体は課税団体ではないので、滞納者にはなり得ない。事業の性質上、代表者等の滞納状況により助成を制限することは適当でないと考える。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	適	団体の活動は公益性が高いものであることから、決算状況等による制限は必要ないと考えるが、決算に応じては、自主的に交付金の返納を行っている。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	補助率を1/2としている。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	町民(家庭の主婦、母親)が参画する「聖籠町交通安全母の会」の事業は公益性が非常に高く、町民による交通安全活動の推進と各家庭における交通安全意識の高揚を図ることにつながることから、引き続き、その活動を支援していく。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見		

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	402	担当課	生活環境課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	新発田地区交通安全協会聖籠支部交付金						中項目	安全に暮らせる環境づくり
							小項目	交通安全対策の充実
事業年度	開始年度	平成 9 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町交通安全条例、聖籠町交通安全対策事業費交付金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	新発田地区交通安全協会聖籠支部							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	町民及び町内事業者により構成される「新発田地区交通安全協会聖籠支部」の事業実施を支援することで、本支部による交通安全運動の充実化を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町民及び町内事業者により構成される「新発田地区交通安全協会聖籠支部」の事業費を補助する。 【補助率】事業費の1/2(上限20万円)							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	負担金補助及び交付金(新発田地区交通安全協会聖籠支部交付)				200	200	200	200	200	200	200	
	計				200	200	200	200	200	200	200	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				200	200	200	200	200	200	200		
受益者の状況	受益者(件)数	全町民	単位	人	14293	14235	14235	14235	14235	14235	14235	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				14	14	14	14	14	14	14	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				14	14	14	14	14	14	14	

(2) 成果と課題

成果	○町民及び町内事業者により構成される「新発田地区交通安全協会聖籠支部」の事業実施を支援することで、町民等による交通安全運動の推進に寄与した。
課題	○多くの町民の方々に「新発田地区交通安全協会聖籠支部」の活動に参画してもらうため、その活動の趣旨や内容を理解してもらうよう周知していく必要がある。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画2-I-3に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	「新発田地区交通安全協会聖籠支部」の活動目的は、町民の交通安全思想の普及啓発にあり、公益性は非常に高い。
	町が関与すべき事業である	適	「新発田地区交通安全協会聖籠支部」の活動は、公益性が非常に高く、町が関与・支援すべきものである。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	補助率(額)1/2(上限20万円)に対し、「新発田地区交通安全協会聖籠支部」の事業費は例年40万円程度で推移しており、妥当な額である。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	要綱で交付対象者を定めている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	要綱で交付対象者を定めており、対象者には周知している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	担当課が事務局を兼ねているため、郵送申請の必要はない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町民等が構成する「新発田地区交通安全協会聖籠支部」を対象者とするこは、町民等の交通安全意識の高揚を図るうえで、適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	年間を通して、町民参画による交通安全活動が実施されており、目的と合った地域ぐるみの事業が展開されている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	町民等の交通安全意識の高揚は、町民等により構成される「新発田地区交通安全協会聖籠支部」の事業によることが最も有効的である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	他団体では運営費補助のケースが多く、本町では実施した事業に対する経費に補助金を交付していることから、費用に対してより効果的である。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町の地域特性として、車の利用は欠かせないものであり、町民参画による交通安全対策は引き続き支援していく必要がある。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	現在の社会情勢では、当面の間、車社会が続き、交通安全思想の普及の必要性は高く事業見直しの必要性はないが、必要に応じ見直しは図っていく。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	交通安全対策は、町の活力となる子ども達をはじめとする町民の安心・安全を守るものであることから、地域社会の維持に向け、効果的な事業である。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	要綱により、補助対象を事業推進費に限定している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	対象の団体は課税団体ではないので、滞納者にはなり得ない。事業の性質上、代表者等の滞納状況により助成を制限することは適当でないと考える。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	適	団体の活動は公益性が高いものであることから、決算状況等による制限は必要ない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	補助率を1/2としている。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	町民及び町内事業者により構成される「新発田地区交通安全協会聖籠支部」の活動は公益性が非常に高く、町民等の交通安全意識の高揚を図るため、引き続き、その活動を支援していく。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見		

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	403	担当課	生活環境課	補助性質	事業費補助	事業 分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	聖籠町LED防犯灯設置試行事業補助金						中項目	安全に暮らせる環境づくり
							小項目	防犯対策の充実
事業年度	開始年度	平成 28 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町LED防犯灯設置試行事業補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	各行政区(町民)							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	各行政区におけるLED防犯灯の設置及び防犯灯からLED防犯灯への交換に係る経費を補助することにより、夜間における犯罪抑止や通行の安全、環境負荷の軽減を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	各行政区におけるLED防犯灯の設置及び防犯灯からLED防犯灯への交換に係る経費を補助する。 【補助率】1/2(上限20,000円／基)							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移					年度別事業費(千円)										
					事業費項目			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
					負担金補助及び交付金(LED防犯灯設置補助金)			682	721	760	760	760	760	760	
					計			682	721	760	760	760	760	760	
					財 源 内 訳	国庫支出金									
						県支出金									
地方債															
その他															
一般財源			682	721		760	760	760	760	760					
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	全町民	単位	人	14293	14235	14235	14235	14235	14235					
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				48	51	53	53	53	53					
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				48	51	53	53	53	53					

(2) 成果と課題

成果	○令和元年度は、LED防犯灯の設置14基、防犯灯からLED防犯灯への交換24基に対し、補助金を交付し、各行政区による安全で安心な環境づくりを支援した。
課題	○町内防犯灯のLED化率はまだ低く、環境負荷の軽減や電気料の低減を図るため、また、各行政区による安全で安心な環境づくりを図る上でも、今後も引き続き、各行政区によるLED防犯灯の設置や防犯灯からLED防犯灯への交換を促進する必要がある。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画2-I-4に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	すべての行政区を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	夜間の犯罪防止や通行の安全、環境負荷の軽減などにつながることから、公益性は非常に高く、町が関与すべき事業である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	他団体と比較し、補助率(額)は低く、また、町が負担する電気料の低減などにもつながることから、補助率1/2(上限20,000円)は妥当な額である。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	各行政区長からの相談により、対応している。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	区長会議において、事業の説明等周知を図っている。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	申請は窓口に限らず、郵送等でも受け付けている。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	全行政区を対象としており、対象者の設定は適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	各行政区におけるLED防犯灯の設置や交換が図られており、安全・安心な環境づくりに寄与している。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	各行政区が主体となり、防犯灯を管理していくことに対し、補助金を交付することは、事業目的を達成する上で、最適手段である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	補助金事務の執行上、特に無駄もなく、妥当と考えられる。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	例年、各行政区より30件程度の要望がある。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	器具の市場価格の変化などが発生した場合は、見直しを検討する。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	町民の安心・安全につながる事業である。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	要綱において、LED防犯灯の設置及び防犯灯からLED防犯灯への交換に係る経費に限定している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	対象の団体は課税団体ではないので、滞納者にはなり得ない。事業の性質上、代表者等の滞納状況により補助を制限することは適当でないと考える。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	適	LED化を推進することから、行政区会計の状況に応じた補助でなく、対象の事業費を補助しており、決算状況に応じた制限は行っていない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	補助率を1/2としている。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつながる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	各行政区におけるLED防犯灯の設置及び防犯灯からLED防犯灯への交換に係る経費を補助することにより、夜間における犯罪抑止や通行の安全、環境負荷の軽減等に寄与できていることから、引き続き各行政区による防犯灯の管理を支援していく。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	一挙にLED化することで電気料金を抑えけるとともに、明るさも増すことで防犯効果等の向上も期待できるため、「事業の拡大」も検討すべきである。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	404	担当課	生活環境課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	なし
補助金名	スズメバチ駆除補助金					中項目	なし	
						小項目	なし	
事業年度	開始年度	平成 23 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町スズメバチ駆除補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	スズメバチによる危険が発生した世帯及び集落							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	スズメバチ駆除の速やかな実施による町民生活の安全確保							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町民及び集落の所有する住宅等に出来たスズメバチの巣を駆除する場合において、町が指定する業者へ依頼して実施する場合に、スズメバチ駆除にかかった費用について2万円を上限に1/2の額を補助する。							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	スズメバチ駆除補助金				130	185	120	350	350	350	350	
	計				130	185	120	350	350	350	350	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				130	185	120	350	350	350	350		
受益者の状況	受益者(件)数	補助金申請者	単位	件	13	18	12	30	30	30	30	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				10,000	10,278	10,000	11,667	11,667	11,667	11,667	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				9	13	8	25	25	25	25	

(2) 成果と課題

成果	スズメバチの巣を早急に撤去したいという町民要望に対し、駆除業者が対応することで速やかな除去を遂行。営巣地周辺町民の安全を確保することが出来た。
課題	個人が駆除を行うには危険が多く、老人世帯をはじめ住民が自ら駆除を行うことは安全面で難しい。スズメバチの巣の撤去は、スズメバチの攻撃性、高所地の撤去作業等から危険性が高く緊急性を要することから平成23年度から直営を廃止し、個人等が町指定の駆除業者に依頼した場合に補助金を交付することとした。専門業者に駆除を依頼することで、安全・確実・迅速な対応が可能となり、また受益者にも負担を求めることで効率性は高くなっているが、近隣市町村で行っているところは少ない。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	否	要綱が制定されているが、総合計画には位置付けられていない。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	特定されることなく実施されている。
	町が関与すべき事業である	適	特定者の所有地で起きた事象であるが、ハチの行動範囲は広く、効果は周辺一帯に及ぶことから町が関与すべき事業と考える。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	補助率1/2に対する明確な根拠はない。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	広報により町内全域への周知が図られている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	広報により町内全域への周知が図られている。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	実績では、全ての申請が代理人による来庁申請だが、郵送での受け付けを拒んでいるわけではない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町内全域を対象としており、対象者の設定は適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	申請者の土地に営巣された蜂の巣は、専門業者によって確実に駆除されている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	危険性が高いことから、専門業者による駆除によって安全で確実に蜂の巣を駆除することができる。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	2万円を上限とした補助により、スズメバチの巣を駆除することができ、周辺一帯の危険が排除されることから、費用対効果は高いと思われる。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	毎年、10件以上の補助実績がある。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	否	例年、10件以上の実績があることから、危険排除の観点から、補助廃止の検討は行っていない。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	スズメバチの巣の撤去により、地域の危険を排除することができる。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	危険性の高いスズメバチ駆除の事業費のみを対象としている。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	要綱に記載はなく、地域の危険排除の意味合いもあることから、滞納者であっても補助は行う。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	単発の事業(巣の駆除)費用の補助であるため、所得や決算状況の把握による制限は行っていない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	補助率は1/2。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	スズメバチ駆除は危険が伴い、個人での駆除は困難である。専門業者に駆除依頼をしなければならぬが、金銭的な負担が生じるため、金銭的な理由で駆除をためらうことが無いよう、除去費用補助を行うことで営巣付近町民の安全確保が出来る。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見		

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	405	担当課	生活環境課	補助性質	事業費補助	事業大項目	安全で快適な生活環境の創造
補助金名	ごみステーション整備事業補助金					事業中項目	生活環境の整備
						事業小項目	ごみ処理体制の充実
事業年度	開始年度	平成 7 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町ごみステーション整備事業補助金交付要綱			
	終了予定	未定 年度					
対 象 (誰、何を)	行政区集落						
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	美しく清潔な環境の整備を促進することを目的として、ごみステーションの設置・修繕に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。						
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	ごみステーションの設置・修繕に要する経費に対し、補助を行う。						
	【補助率】 ・設置: 補助対象経費の2/3(上限160千円) ・修繕: 補助対象経費の80%(上限なし)						

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	廃棄物収納庫整備補助金				625	664	643	672	672	672	672	
	計				625	664	643	672	672	672	672	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				625	664	643	672	672	672	672		
受益者の状況	受益者(件)数	補助集落世帯数	単位	世帯	1151	2227	1370	1583	1583	1583	1583	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				543	298	469	425	425	425	425	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				44	47	45	47	47	47	47	

(2) 成果と課題

成果	当初予定していた7件に対し補助を実施したほか、今後破損したステーション1件に補助を行う予定(3月終了見込)。
課題	ごみステーションの老朽化が進んでいることに伴い、相談件数が増加しており要望のあった全てのステーションを単年度で処理するのは困難となっている。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画1-Ⅲ-4に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	全ての行政区の全てのごみステーションを対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主旨からも廃棄物の適正な排出と処理に関しては、町民と町が共に責任を負うべきである。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	経費が安価である修繕の補助率を高く設定していることは合理的と考える。ただし、他市町村と比較すると補助率は高めの設定になっている。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	集落の個別の要望を行政区長がとりまとめ、相談にくることから偏りはないと考えている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	毎年、区長会議を通じて、制度の説明を行っている。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口申請に来ることがほとんどであるが、郵送での受け付けを拒んでいるわけではない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	すべての行政区のごみステーションを対象としており、適切であると考えている。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	ごみステーションの適切な状態を維持することで、ルールに則った回収作業を行うことができ、清潔な状態が保たれている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	ごみの適正な排出について町民に自覚を促す意味でもステーションの維持管理を集落が行い、町が支援するという現在の手法は適切であるといえる。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	事業費に関しては、過去の事例等を参考に著しく高額となっていないか確認しており、妥当と考えている。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	予算を超える事業要望があり、翌年度まで事業の実施を待ってもらうこともある。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	否	予算規模については、H26、H27年度に縮小を行っているが、補助率等の補助内容の見直しは行っていない。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	美しく清潔な環境の整備を促進することは未来へつなげる投資となると考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	事業の審査段階でごみステーションの設置、修繕と関連のない経費が含まれていないか審査しているが、要綱への規定はない。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	対象の団体は課税団体ではないので、滞納者にはなり得ない。事業の性質上、代表者等の滞納状況により補助を制限することは適当でないと考える。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	適	対象は行政区集落であるため、決算状況による制限などの規定はない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	町が行うごみ収集を衛生的かつ円滑に行うため、ごみステーションの整備は重要であり、集落負担を軽減するため高率な補助となっている。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	ごみの収集業務を衛生的かつ円滑に行うためには、ごみステーションを適切な状態に保つことが不可欠である。集落の負担を軽減し、常に衛生的なごみステーションを維持するため、現状のまま事業を継続していくことが適当であると考えている。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	補助率の見直し
主な意見	1/2を超える補助率の設定については、相応の理由が必要と考える。災害時等の緊急対応を除き、修繕や更新については1/2とされたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	406	担当課	生活環境課	補助性質	事業費補助	事業 分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	自主防災組織活動助成金						中項目	安全に暮らせる環境づくり
							小項目	防災対策の充実
事業年度	開始年度	平成 22 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町自主防災組織活動助成金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	自主防災組織(行政区集落)							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	自主防災組織が防災資機材を整備することにより地域の防災力の強化							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	自主防災組織が整備する防災資機材の購入に係る経費に対し、助成する。 【補助率】1/1 上限30,000円							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	負担金補助及び交付金(自主防災組織活動助成金)				858	370	357	600	600	600	600	
	計				858	370	357	600	600	600	600	
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
地方債												
その他												
一般財源				858	370	357	600	600	600	600		
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	全町民	単位	人	14293	14235	14235	14235	14235	14235	14235	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				60	26	25	42	42	42	42	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				60	26	25	42	42	42	42	

(2) 成果と課題

成果	自主防災組織が防災資機材を購入し、整備することで地域の防災力が強化された。
課題	防災資機材を購入・整備することにより、防災力及び防災意識の向上に繋がってはいるが、地域(集落)によって自主防災意識に温度差がある。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画2-I-2に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	ほとんどの集落で自主防災組織をつくっており、その自主防災組織を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	災害対策基本法において市町村は、自主防災組織の充実を図るよう努めなければならないとされていることから町が関与すべき事業である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	年間に1組織、上限30,000円(補助率100%)の明確な根拠はない。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	ほとんどの集落で自主防災組織をつくっていることから偏りはない。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	毎年、まちなか防災訓練会議を通じて、全行政区に対し制度の説明を行っている。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口申請にすることがほとんどであるが、郵送での受け付けを拒んでいるわけではない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	地域の防災力向上を目的としていることから、地域単位で組織されている自主防災組織を補助対象としていることは適している。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	自主防災組織は、自主財源による活動が理想であるが町が助成することで防災力向上及び積極的な活動が実施されている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	地域の防災力向上を目的としていることから、自主防災組織が地域にあった防災資機材を整備することに助成することは手段として適している。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	防災資機材を整備することにより地域の防災力の強化に繋がっていることから妥当である。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	ひとたび大規模な災害が発生した時は、互いに協力しあいながら防災活動に組織的に取り組む(共助)ことが必要とされていることからニーズはある。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	事業開始から9年が経過し、各集落に防災資機材が揃ってきたことから令和元年度に補助金額(上限50,000円から30,000円に)の縮小を行った。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	防災資機材の整備は、安心・安全な地域社会の形成に繋がっている。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	補助対象は、防災資機材の購入に限定している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	対象の団体は課税団体ではないので、滞納者にはなり得ない。事業の性質上、代表者等の滞納状況により補助を制限することは適当でないと考える。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	対象の自主防災組織は行政区集落であるため、決算状況による制限などの規定はない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	地域の防災力向上の為、10/10としている。(上限30,000円)
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	災害時の地域自主防災活動(共助)に寄与するため、自主防災組織活動助成金の交付を継続して実施する。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見		

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	407	担当課	生活環境課	補助性質	事業費補助	事業 分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	管理不全空き家除却費補助金						中項目	安全に暮らせる環境づくり
							小項目	空家対策の推進
事業年度	開始年度	平成 28 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町空き家等の適正管理に関する条例、聖籠町管理不全空き家除却費補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	空き家所有者等							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	防災、防犯、衛生、景観等の観点から、近隣に悪影響を及ぼすおそれがある空き家の除却を促進することで、町民の安全・安心を確保する。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	管理不全な状態と認められる空き家の除却工事の工事費等に対する補助を行う。 【補助率】1/2(上限30万円)							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移					年度別事業費(千円)										
					事業費項目			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
					負担金補助及び交付金(管理不全空き家除却費補助金)						300	300	300	300	
					計						300	300	300	300	
					財 源 内 訳	国庫支出金									
						県支出金									
地方債															
その他															
一般財源							300	300	300	300					
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	空き家所有者等	単位	人				1	1	1	1				
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円							300,000	300,000	300,000	300,000				
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円							21	21	21	21				

(2) 成果と課題

成果	○実績なし
課題	○これまで活用実績がない。空き家等の管理責任は第一義的に所有者等にあることを前提としながらも、管理不全な状態にある空き家の除却を促進することにより、町民の安全・安全を確保するため、補助金の交付条件等を検討する必要がある。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画2-I-5に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	直接の補助対象は空き家所有者等となるが、空き家の除却を促進することで近隣の方々の安心・安全につながる。
	町が関与すべき事業である	適	個別の空き家等の状況を把握することができる町が積極的に関与すべき事業である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	補助率(額)については、合理的な理由がなく、他補助金とのバランスや他団体の事例を踏まえ、検討する必要がある。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	—
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	町ホームページ、ダイレクトメール等により、空き家所有者等に周知している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	申請は窓口に限らず、郵送等でも受け付けている。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	—
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	否	実績がない。
	事業目的を達成する手段として最適である	否	空き家の除却と除却後の跡地利用を一体的に考えることにより効果は高まると考えられることから、制度の見直しについて検討する必要がある。
	費用対効果は、妥当かどうか。	否	現行の補助金の交付条件と補助率(額)ではこれまで利用者がいないことから、制度の見直しについて検討する必要がある。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町内空き家は増加傾向にあり、空き家を資源として捉えた対策が必要である。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	否	利用者がおらず、空き家所有者等の管理責任を第一義に考えた上で、制度の見直しについて検討する必要がある。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	管理不全な状態の空き家を除却し、資源(住宅用地等)として活用できれば、地域の活性化につながる。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	要綱において、補助対象経費を除却費及びそれに付随する経費に限定している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	要綱において、補助対象者を町税の滞納がない者に限定している。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	補助対象者の所得による対象の制限はしていない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	否	国では、空き家跡地を地域のポケットパークにするなどの活用条件を定めた空き家除却の補助事業はあり、本補助金は跡地条件を定めていないものである。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	補助率を1/2としている。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	改善(手段の変更)	理由	平成28年度より開始した本補助事業であるが、これまで利用実績がない。空き家跡地のその先の利用方法が定まらずに除却をしてしまうと、固定資産税の軽減がなくなり空き家所有者等の負担が大きくなることが一因であると考えられる。空き家を資源として捉え、空き家除却と除却後の跡地利用を一体的に考えていくことで、町民の安心・安全と空き家を利用した人口対策(移住・定住対策)につながられるよう、本補助制度を抜本的に見直す必要がある。
--------	-----------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	制度運用の見直し
主な意見	事業創設(平成28年度)以来、なぜ、実績がなかったのか、要因分析を行い、制度運用の見直しを実施したうえで事業継続をされたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	801	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	聖籠町遊休農地対策事業補助金					中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強	
						小項目	担い手の確保・育成と生産基盤の整備	
事業年度	開始年度	平成 24 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町遊休農地対策事業補助金交付要綱				
	終了予定	年度						
対 象 (誰、何を)	(1)遊休農地を新規に取得又は賃借して耕作する者 (2)地区協議会(農家組合単位で組織し、遊休農地所有者を含む3戸以上を構成員とする協議会をいう。)							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	町内の遊休農地の解消を図り、良好な農地保全・確保と有効な利用を図る							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	遊休農地の解消を図り耕作を営む予定の者に以下に要する費用を補助する。 (1)火災などの危険や周辺に迷惑を及ぼす遊休農地を解消する活動に要する経費 ・障害物撤去、整地等に対する支援※土地改良に要する経費は除く 【補助率】補助対象経費の3分の2(1回限り) (2)観作物の作付け活動等、保全管理に要する経費 ・耕うん、播種、除草等に対する支援							

2 補助金等の推移

(1)事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	聖籠町遊休農地対策事業補助金				175	766	750	1,004	1,000	1,000	1,000	
	計				175	766	750	1,004	1,000	1,000	1,000	
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
		その他										
一般財源				175	766	750	1,004	1,000	1,000	1,000		
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	総農家数	単位	戸	597	597	597	590	590	590	590	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				293	1,283	1,256	1,702	1,695	1,695	1,695	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				12	54	53	71	70	70	70	

(2)成果と課題

成果	遊休農地を解消するにあたり、当補助を実施した。
課題	年々耕作を放棄する人が増え、遊休農地が増加しており、それを解消する案件も増えてくることが予想される。

3 担当課による評価

(1)適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画4-1-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	聖籠町の全農家を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	遊休農地は農作物のみでなく、生活環境への影響も懸念されており、農地の有効活用を促し、解消に向けた組織的な対応を全町的に取り組む必要があ

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	一部2/3補助となっているが、補助率折半の考え方を考慮し、1/2補助に統一すべきである。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	遊休農地の解消に意欲のある農業者を対象としていることから、補助の偏りの考え方には当てはまらない。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	農業委員会だよりに掲載している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口申請でしか前例がないが、郵送受付を拒んでいる訳でない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	遊休農地の解消し、作付けを希望する聖籠町の農業者が対象であるので、適切と言える。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	遊休農地が解消された農地は、作付けまたはきちんと管理されている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	遊休農地解消及び農地保全の観点から、当補助を活用することは事業目標を達成する手段として適している。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	補助金事務の執行上、特に無駄もなく、妥当と考える。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	毎年、要望調査を行い、予算計上している。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	否	補助率については、他市町村の動向及び主体的な活動への支援という観点からもこの見直しを機に是正するべきである。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	遊休農地を解消し、耕地面積を増やす取り組みは、未来へつなげる投資と言える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	遊休農地等を解消作業上に係る経費のみを対象としている。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	補助対象者全員に町税の完納証明書の添付を必須としている。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	遊休農地の解消に関する補助に対し、所得の確認は関係性がない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	一部2/3補助となっているが、補助率折半の考え方を考慮し、1/2補助に統一すべきである。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	-
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	-

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	改善(手段の変更)	理由
		離農者の増加に伴い、遊休農地面積の増加も加速化している状態の中、やる気のある農業者による遊休農地の解消作業を町としてバックアップし、優良な農地の保全を継続的に実施していくべきである。しかし、本補助金の用途は他市町村のものと比べ、用途が広く、かつ補助率も高いことから、見直しを図るべきである。

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	補助率の見直し
主な意見	補助率折半の考え方から補助率を1/2以内に改められたい。また、担当課も同旨の意見を持っていることから早急に取り組まれたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	802	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業 分類	大項目	豊かさや活力を創出する産業の振興
補助金名	土地改良事業補助金						中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強
							小項目	担い手の確保・育成と生産基盤の整備
事業年度	開始年度	令和 2 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱 聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱 補助金交付基準(内規)				
	終了予定	年度						
対 象 (誰、何を)	複数の農家で構成する団体等							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	農業生産の基礎条件を整備する土地改良事業に対する経費を助成することで、高品質な農作物の生産を維持し、安定した供給及び地域の振興を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	土地改良事業に要する費用の補助(かんがい排水、ほ場整備、農道整備、暗渠排水、客土、畑地かんがい農地開発等を行う事業に要する経費) 【補助率】 補助対象経費の1/2以内(予算の範囲内)							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	土地改良事業補助金							600	600	600	600	
	計							600	600	600	600	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
地方債												
その他												
一般財源							600	600	600	600		
受益者の状況	受益者(件)数	補助金受給者	単位	団体	0	0	0	2	2	2	2	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位: 円				#Num!	#Num!	#Num!	300,000	300,000	300,000	300,000	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位: 円							42	42	42	42	

(2) 成果と課題

成果	当初2件の補助を予定していたが、申請者がおらず未だ未実施である。
課題	補助対象経費の使途に関しては、畑地かんがい施設の修繕に関する経費のみとしている。施設の老朽化も相まって、年によっては申請数の重複化の恐れがある。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画4-1-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	畑地かんがい施設の修繕に対する補助であり、施設を利用する全ての農業者に対する補助となる。
	町が関与すべき事業である	適	条例で明記されている以上、町として補助すべき事業である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	補助率に関しては適当であり、補助対象経費も下限及び上限を設けているため、合理的な執行といえる。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	そもそも対象が畑地かんがい施設を所有している畑かん組合であるため、補助対象者が限定される。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	否	特に周知はしていない。(土地改良区を仲介して、町へ直接相談する体制)
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口での申請を想定しているが、郵送での受付を拒んでいる訳ではない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	畑地かんがい施設の修繕に対する補助である以上、畑かん組合のみを対象とすることは問題ない。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	未だ未執行であり、効果測定は不可能である。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	施設修繕に対する事業費補助である以上、これ以上の手段はない。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	補助金事務の執行上、特に無駄もなく、妥当であると考ええる。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	畑地の維持管理をする上で、畑地かんがい施設は必要不可欠であり、その施設修繕に対する補助事業はある程度必要であると考ええる。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	令和2年度に設置した補助金事業であり、未だ未執行であるため、見直しの段階ではないと考える。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	施設の修繕を補助し畑地の耕作を維持することは未来につながる投資と言える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	修繕に関する経費のみを対象としている。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定されていない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	適	畑地かんがい施設の維持費(光熱水費)を申請団体ごとでちゃんと管理していることから、制限は不要と考える。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	補助対象経費の1/2以内の補助である。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	-
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	-

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつながる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	畑作を営む農家に対する支援であることに加え、令和2年度に計上されたばかりの補助事業であり、未だ申請団体が無く未実施であるため、検証が必要であると考ええる。 補助率に関しても、主体的な活動への支援という観点からすれば妥当である。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	周知の徹底
主な意見	実績がない要因の一つは周知不足にあるのではないかと。土地改良区経由で町に相談を受ける体制とのことだが、町としても関係する農業者へ周知すべきと考える。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	803	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	農林水産振興事業費補助金(町単事業)						中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強
							小項目	担い手の確保・育成と生産基盤の整備
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱、新潟県農林水産総合振興事業補助金 交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	施設園芸及び農業機械設備整備農家及び農業団体							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	設備の整備による作業コストの低減と経営の安定を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	施設・設備の整備に係る助成・新潟県農林水産振総合振興事業補助金 補助率:施設45%・設備30%・聖籠町農林水産振興 費補助金 →雨除けハウス(桜桃・ぶどう)導入事業 補助率:認定農業者・認定新規就農者40%、その他30%							

2 補助金等の推移

(1)事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	農林水産振興事業補助金(町単:雨よけハウス導入事業)				5,981	10,523	2,433	7,333	16,000	16,000	16,000	
	計				5,981	10,523	2,433	7,333	16,000	16,000	16,000	
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				5,981	10,523	2,433	7,333	16,000	16,000	16,000		
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	補助金受給者	単位	人	12	13	5	6	10	10	10	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				498,417	809,462	486,600	1,222,167	1,600,000	1,600,000	1,600,000	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				418	739	171	515	1,124	1,124	1,124	

(2)成果と課題

成果	収量の増加、生産コストの低減に繋がり、経営の安定化が図られた。雨除けハウス導入事業については町単補助事業として実施してきたが、29年度は予算の関係から休止したが、30年度以降は再度、事業を実施。要望のあった事業者については全て対応ができている。
課題	町単補助金について、令和元年度より雨除けハウスの助成対象に桜桃だけでなくぶどうが追加された。しかし、桜桃の要望額がぶどうよりもかなり多く、予算額の中で調整が必要となっている。

3 担当課による評価

(1)適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画4-1-1に位置づけられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	雨除けハウスの設置に関し、町内農家に広く活用され、生産性の向上や高付加価値化に寄与している。
	町が関与すべき事業である	適	担い手不足が問題となっており、その経営安定のために設備投資へ助成を行うことは町の担い手確保対策につながるもの。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	担い手として位置づけられる認定農業者とそれ以外で補助率に差をつけている(認定農業者40%・それ以外30%)。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	補助制度上の町特産品であるさくらんぼ、ぶどうを生産する農家には広く活用されている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	JAを通じ栽培農家へ周知している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	郵送による受付の実績はないが、郵送でも受付は可能。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	担い手の中でも町の特産であるさくらんぼ・ぶどう農家を設定しており適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	助成対象施設である雨除ハウスの導入が進み、営農の継続にも効果が上がっている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	さくらんぼ、ぶどうの高品質化には雨除けハウスは欠かせないが、整備には高額は費用がかかることから、その助成は最適である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	担い手の営農維持につながっており妥当。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	さくらんぼ、ぶどうの高品質化には雨除けハウスが欠かせないが、老朽化も進み離農等につながるケースもある。このため、補助事業は欠かせない。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	現在は情勢に変化がなく現状維持であるが、変化があればそれに合わせ見直しは行う。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	町の特産品であるさくらんぼ、ぶどう栽培に係る設備投資に寄与することで、今後の営農維持や後継者確保につながるものである。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	要綱等に規定。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	要綱等に規定。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	所得や決算状況等による制限は設けていない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	認定農業者40%、それ以外30%。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	運営費補助ではない。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	-
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	-

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつながる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	県の補助事業を活用し効率的に実施している。町単独事業も県事業の対象外の部分を担い、営農の継続に効果を上げている。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見		

補助金等事業調査書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	804	担当課	産業観光課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	農産物販売促進事業助成金						中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強
							小項目	良質な農産物の安定生産と経営安定化の支援
事業年度	開始年度	平成 28 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱				
	終了予定	令和 3 年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠地場物産株式会社							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	地場農産物の販売促進と農業者の経営安定を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	販売促進のための維持管理費等の経費を定額助成する。							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)							
	事業費項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費の推移	農産物販売促進事業助成金		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	計		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	財源内訳	国庫支出金						
		県支出金						
		地方債						
		その他						
	一般財源		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
受益者の状況	受益者(件)数	とれたて市場会員数	単位	人	117	117	110	103
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位: 円				42,735	42,735	45,455	48,544
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位: 円				350	351	351	351

(2) 成果と課題

成果	とれたて市場へ出荷する会員農家が増えており、農家の直売所として貢献している。しかし、令和元年度の売上額は計画に対し約74%と目標とする成果までは達していない。令和元年度から、経営健全化方針に基づく経営改善の取り組みについて具体的な検討をしており、令和2年度より、とれたて市場運営協議会の販売手数料を17%から19%に引き上げ。
課題	会員は100人前後で推移しているものの客数や売り上げは減少しており、地場物産の売り上げに貢献できていない。店内の陳列等の改善、イベント等の開催、またふるさと納税返礼品協力農業者の確保や加工センターを活用した加工品の開発など自助努力による抜本的な経営改善を行い、集客や収益アップに向けた努力が必要である。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画4-1-2に位置づけられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	とれたて市場は会員制であるが、農作物は一般に販売されており、町内産の農作物を広く提供している。
	町が関与すべき事業である	否	町の財政支出の継続は望ましくないため、町の行財政改革有識者会議の意見も踏まえ、事業の継続等について検討を進める。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	当初は赤字の補てん分として800万円を補助していたが、その後、減額し現在は500万円。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	否	聖籠地場物産㈱限定の助成制度となっている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	聖籠地場物産㈱限定の助成制度のため、周知の必要がない。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	郵送でも可能であるが、聖籠地場物産㈱との位置関係を考えると現実的ではない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	聖籠地場物産㈱の販売促進支援が目的のため適当。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	否	とれたて市場で7千万円近いの売上があり農家の所得向上に寄与しているが、年々、売上が減少しており、経営改善の対策が必要。
	事業目的を達成する手段として最適である	否	7千万円近い売り上げのあるとれたて市場の運営を行政が支援することは望ましくないことから、見直しを検討。
	費用対効果は、妥当かどうか。	否	売上が減少しており、聖籠地場物産㈱の経営に貢献できていない。自助努力による抜本的な経営改善の取組が必要。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	高齢化や後継者不足による担い手減少が進む中、農家の所得確保という意味ではニーズがある。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	廃止に向け検討中。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	-

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	要綱等に規定はない。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	要綱等に規定はない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	適	聖籠地場物産㈱限定の助成制度となっている。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	定額ではなるが、実質的に1/2以内。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	積算根拠は明確でない。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	事業費補助ではなく廃止に向け検討中。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	設立2～3年の団体を対象としたものではない。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	統合・休止・廃止	理由	農家の所得向上や地場農産物販売促進に貢献するとれたて市場への支援は重要であるが、町が財政支出を継続するのは望ましくないと考えられるため、町行財政改革有識者会議の意見も踏まえ、助成金の継続について検討を進める。販売手数料の見直し等による自助努力により、地場物産が抜本的な経営改善を行い自立した状態で採算ができるようにもっていく。
--------	----------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	廃止・見直しのうえ継続	赤字補てん的な補助は削減・廃止
主な意見	【両論併記】令和3年度中に聖籠地場物産(株)に対する方針を決められたい。廃止：法人の自立のためにも赤字補てん的な性格を持つ補助金は廃止すべきである。見直しのうえ継続：赤字補てん的な補助は削減すべき。また、町民の知らないところで事業継続すべきでない。とれたて市場の状況(聖籠地場物産(株)の経営状況)を開示・公表すること。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	805	担当課	産業観光課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	担い手育成強化対策事業補助金						中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強
							小項目	担い手の確保・育成と生産基盤の整備
事業年度	開始年度	平成 14 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町認定農業者会育成強化補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町認定農業者会							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	農業経営に優れたリーダーで構成する聖籠町認定農業者会の育成強化を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	聖籠町認定農業者会の組織運営に要する経費の一部を補助する。							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	認定農業者会育成強化補助金				150	150		130	130	130	130	
	計				150	150		130	130	130	130	
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				150	150		130	130	130	130		
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	会員数	単位	人	100	101	96	89	89	89	89	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				1,500	1,485		1,461	1,461	1,461	1,461	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				10	11		9	9	9	9	

(2) 成果と課題

成果	JA受託者協議会との合同研修会、合同視察や全国農業担い手サミットへの参加、農業委員会との意見交換会などを実施し積極的に活動が行われ、町認定農業者の農業経営の改善に寄与している。ただし、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響で中止した事業があり、補助金の交付実績はなし。
課題	認定農業者内でも高齢化が進んでおり、認定農業者数も減少傾向にある。後継者の確保や新たな新規就農者の確保が必要となっている。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画4-1-1と整合性がある。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町の認定農業者のために活動している組織であり、農家の経営改善にも貢献している。
	町が関与すべき事業である	適	担い手維持の観点から、農業者の経営改善に寄与する同会への支援は適当。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	定額補助であるが、令和2年度予算に見直しを行い2万円減額している。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	認定農業者会の会員限定であるが、活動によって得られた知見は広く町の農業者と共有可能なものである。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	認定農業者会への補助であり広く周知する必要がない。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	農業委員会が事務局であり、郵送等の提出は現実的でない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町農業の中心的な担い手である認定農業者の団体であり適切。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	否	高齢化による離農等で会員である認定農業者が減少傾向にある。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	農業経営の改善や中心的な担い手を育成する観点からは、認定農業者が連携して活動している同会への支援は適当。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	会員数は減少傾向にあるが、会員である認定農業者が一緒に活動することで様々な研修等による知見が共有され会員相互の連携も深められている。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	農業の担い手が高齢化や後継者不足により減少しており、担い手が経営を維持・発展させていくための様々な取り組みが必要とされている。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	令和2年度に見直しを行い減額。15万円⇒12万円(2万円減)
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	-

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	規定はない。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定はない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	適	認定農業者会限定の助成制度。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	定額であるが、事業費の1/2以内。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	事業費補助ではない。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	補助年数を3年で区切り、その都度見直しを行っているが、現状では事業費補助への移行までは検討していない。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	設立して2～3年の団体を対象としたものではない。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	町の担い手の中心となるべき認定農業者数は減少傾向にある。このため、農業経営の改善に取り組んでいる同会の活動は、今後の担い手確保の観点から欠かせないものであり、同会の現在の活動内容を維持する観点から支援を引き続き行うことが必要。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	客観的データの把握・公表
主な意見	認定農業者の育成強化に向け、本事業の有効性・効果を測るため、農業者にアンケートを取るなど客観的データの把握に努め、結果について町民に公表されたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	806	担当課	産業観光課	補助性質	運営費補助	事業大項目	なし
補助金名	団体及び組織等育成対策事業補助金(堆肥利用組合)					中項目	なし
						小項目	なし
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱		
	終了予定	不明	年度				
対 象 (誰、何を)	聖籠町堆肥利用組合						
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	聖籠町堆肥利用組合の円滑な運営及び活動に資する。						
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	聖籠町堆肥利用組合の運営費を補助する。						

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	団体及び組織等育成対策事業補助金				247	226	209	209	209	209	209	
	計				247	226	209	209	209	209	209	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				247	226	209	209	209	209	209		
受益者の状況	受益者(件)数	1	単位	件	1	1	1	1	1	1	1	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				247,000	226,000	209,000	209,000	209,000	209,000	209,000	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				17	16	15	15	15	15	15	

(2) 成果と課題

成果	堆肥の生産量及び供給量
課題	一義的に自ら負担すべき堆肥センターの運営費に対する補助である。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	否	特に位置付けられていない。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	否	特定の団体に限定している。
	町が関与すべき事業である	否	自らの運営費に対する補助であり、町が積極的に関与すべき事業ではない。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	堆肥センターからの申請額。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	否	特定の団体に限定している。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	否	特定の団体への補助であるため周知していない。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	郵送での申請を拒まない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	特定の団体の運営費に対する補助であり、適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	聖籠町堆肥利用組合の円滑な運営及び活動に貢献している。
	事業目的を達成する手段として最適である	否	円滑な運営及び活動に資することを目的にしながら単に運営費を補助することは最適な手段ではない。
	費用対効果は、妥当かどうか。	否	単なる運営費への補助であり、費用対効果の考え方は馴染まない。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	聖籠町堆肥利用組合と協議し、町が補助することとした。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	否	見直しはしていない。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	否	効果的ではない。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	補助の対象は運営費のみである。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定していない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	規定していない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	補助率は10/10である。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	単なる運営費への補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	事業費への移行は図られていない。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	対象団体の設立は平成15年度である。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	統合・休止・廃止	理由	当補助金は、堆肥センター設立当初に、団体育成を目的に開始されたものである。堆肥の利用に対する補助金(有機堆肥利用助成補助金)も同団体に交付しており、単なる運営費を引き続き町が補助金として負担することは妥当ではない。
--------	----------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	廃止	
主な意見	町が補助する理由が不明であり廃止すべきである。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	807	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさや活力を創出する産業の振興
補助金名	有機堆肥利用助成補助金						中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強
							小項目	担い手の確保・育成と生産基盤の整備
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	有機栽培及び減農薬減化学肥料栽培及び有機堆肥利用農家							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	消費者の安全安心志向による販路の拡大と循環型農業の推進							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	取組農家への助成〇こだわり農業支援【有機、減減】 1,000円／10a（以下減減栽培と記載）〇有機堆肥利用助成【堆肥の施用】:1,400円/t ・有機栽培 5,000円／10a ・減農薬減化学肥料栽培							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	こだわり農業支援事業補助金				630							
	有機堆肥利用助成補助金				1,092	1,091	1,083	1,092	1,092	1,092	1,092	
	計				1,722	1,091	1,083	1,092	1,092	1,092	1,092	
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
		その他										
一般財源				1,722	1,091	1,083	1,092	1,092	1,092	1,092		
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	取組者(累計)	単位	人	175	142	150	150	150	150	0	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				9,840	7,683	7,220	7,280	7,280	7,280	#Div/0!	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				120	77	76	77	77	77	77	

(2) 成果と課題

成果	こだわり農業支援事業補助金は平成30年度をもって廃止。有機堆肥利用助成事業は、毎年概ね計画通りの施用となっている。
課題	消費者の安全・安心な農産物への関心は高く、生産者のインセンティブ誘導面で効果的であるが、有機堆肥利用においては堆肥生産が「供給＜需要」となっていることにより取組み開始に課題がある。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている (整合性がある)	適	総合計画4-1-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	堆肥を利用する農業者が広く受益している。
	町が関与すべき事業である	適	総合計画において、有機質資源を活用した土づくりの促進に努めることとしている。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	堆肥販売額の1/2以内である。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	特定の団体への補助であるが、最終的には堆肥を利用する農業者が広く受益している。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	否	特定の団体への補助であるため周知していない。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	郵送での申請を拒まない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	堆肥を製造・販売する団体を対象としており、妥当である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	堆肥利用は増加傾向である。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	循環型農業の推進を目的として堆肥利用に対し補助することは妥当である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	堆肥販売額に直接影響するため、費用対効果は高い。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	堆肥を利用する農業者が広く受益している。また、持続可能な開発が求められている現在の社会情勢と適合する。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	平成30年度に見直しを行っている。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	消費者の安全安心志向による販路の拡大と循環型農業の推進に効果的な事業である。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	堆肥利用数量以外は補助対象外である。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定していない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	制限していない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	否	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	堆肥販売額の1/2以内である。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	堆肥利用数量に対し補助している。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	-
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	-

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	循環型農業の推進のため、有機堆肥利用助成補助金のみ継続。こだわり農業支援事業補助金は平成30年度をもって廃止。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見		

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	808	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	ほ場整備園芸試験推進事業補助金					中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強	
						小項目	担い手の確保・育成と生産基盤の整備	
事業年度	開始年度	令和 1 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金				
	終了予定	不明 年度						
対 象 (誰、何を)	ほ場整備検討地区委員会							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	ほ場整備の機運が醸成されつつある一方で、野菜等の高収益作物の導入による複合周年経営化・産地化の推進、町内産農産物の市場供給が課題となっており、水田での高収益作物栽培には初動的风险が伴うことから、試験栽培に要する費用の一部を支援する。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	各検討地区の地域営農ビジョンに基づく園芸導入拡大計画の実施に向けた高収益作物の試験栽培に係る経費のうち、試験栽培に係る経費の一部を補助する。 下記①、②の合計で30万円以内/年 ①ソフト(種苗農薬費等):事業に要する経費の1/2以内 ②ハード(機械等)3年通算で2/3以内 支援期間は下記①、②のいずれかに達するまでの期間							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	ほ場整備園芸試験推進事業補助金					300	625	900	900	900	900	
	計					300	625	900	900	900	900	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
地方債												
その他												
一般財源					300	625	900	900	900	900		
受益者の状況	受益者(件)数	3	単位	件	0	1	3	3	3	3	3	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				#Num!	300,000	208,333	300,000	300,000	300,000	300,000	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円					21	44	63	63	63	63	

(2) 成果と課題

成果	令和元年度から事業開始。本事業により、令和元年度からは1地区、令和2年度からは2地区で水田での高収益作物の試験栽培が開始された。
課題	水田での作付は、水はけが悪いこと等による湿害の影響を受けやすく、収量が予定より少なくなる傾向がある。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画4-1-1と整合している。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	現在、町内7地区で進むほ場整備における園芸導入に関わる事業であり、町農業の今後に大きく寄与するものである。
	町が関与すべき事業である	適	生産基盤の整備の観点から、町が関与することは適当である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	ソフトについては1/2以内、ハードについては3年通算で2/3以内、合計で単年度当たりの上限を30万円としており、過大ではない。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	対象者は全て本事業の補助を受けている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	対象の委員会に個別案内している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	郵送での申請を拒まない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	事業目的に照らして、水田での高収益作物の試験栽培に取り組む者を対象者としているため、適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	本事業により、令和2年度までに水田での試験栽培が3件開始された。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	本事業により初動的风险を軽減できるため、手段として適切である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	水稲から高収益作物に移行することによる収入減少のリスクを軽減するには、事業費に対して補助を行うことが最も費用対効果の高い方法と考えられる。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	ほ場整備後は、ほ場整備面積の2割を園芸作物に振り向けることが求められるため、本事業のニーズは高い。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	令和元年度に開始された事業である。今後、環境変化に応じ、見直しを図る。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	今後の町農業の発展に欠かせないほ場整備や園芸導入につながる重要な事業である。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	試験栽培に係る経費のみが対象となっている。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定していない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	規定していない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	ソフトについては1/2以内、ハードについては3年通算で2/3以内、合計で単年度当たりの上限を30万円としており、過大ではない。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	運営費への補助ではない。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	-
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	-

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつながる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	当町におけるほ場整備の機運は今後一層高まってくることが予想され、ほ場整備後は、ほ場整備面積の2割を園芸作物に振り向けることが求められるため、水田での野菜等の作付に係る収入減少等のリスクを軽減する必要がある。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見		

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	809	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	大豆等生産振興補助金					中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強	
						小項目	担い手の確保・育成と生産基盤の整備	
事業年度	開始年度	令和 3 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱				
	終了予定	令和 7 年度						
対 象 (誰、何を)	水田での大豆、麦の生産者							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	今後の基盤整備事業を見据え、①従来の水田農業確立対策事業の廃止により懸念される大豆栽培等により維持してきた農地の遊休農地化対策②担い手への農地の集積・集約化の後押し③基盤整備事業終了後は水稻と園芸や大豆・麦等の複合経営により中心的な担い手が町の農業を担っていくという将来的なビジョン実現の観点から、担い手の大豆・麦の生産振興に資する。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	対象作物の品質及び生産数量に応じ補助する。 大豆の単価(1kgあたり) 1等 95円 2等 85円 3等 80円 特定加工用大豆 75円							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)									
	事業費項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
事業費の推移	大豆等生産振興補助金					23,000	23,000	23,000	23,000	
	計					23,000	23,000	23,000	23,000	
	財源内訳	国庫支出金								
		県支出金								
		地方債								
		その他								
受益者の状況	一般財源					23,000	23,000	23,000	23,000	
	受益者(件)数	12	単位	人	0	0	0	12	12	12
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				#Num!	#Num!	#Num!	1,916,667	1,916,667	1,916,667
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円							1,616	1,616	1,616

(2) 成果と課題

成果	令和3年度開始事業
課題	令和3年度開始事業

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合政策4-1-1と整合する。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	水田を活用し大豆・麦を栽培する農家を広く対象としており、大豆・麦の栽培振興に寄与するものである。
	町が関与すべき事業である	適	担い手の経営安定対策の観点から、町が関与することは適切である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	畑作物の直接支払交付金(標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金、国庫)の交付単価の1/2以内である。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	対象作物の生産者は全て対象である。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	対象者全員に個別案内する。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	郵送での申請を拒まない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	対象作物の生産者のみを補助対象としており、適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	令和3年度開始。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	対象作物の品質及び生産数量に応じて補助するものであり、生産振興という目的に対して適切である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	令和3年度開始
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	遊休農地対策、担い手への農地の集約、複合経営化という町のビジョンと整合している。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	令和3年度開始事業である。環境変化に応じて事業の見直しを図る。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	今後の水田フル活用、麦・大豆栽培の振興につながるもの。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	交際費、飲食費等は対象となっていない。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定していない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	規定していない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	対象作物の品質及び生産数量に応じて補助額を設定。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	畑作物の直接支払交付金の単価を参考としているが、事業の趣旨が異なるため上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	運営費への補助ではない。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	-
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	-

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつながる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	令和3年度開始事業。
--------	---------	----	------------

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	事業計画、積算根拠の把握及び公表
主な意見	事業計画がない中、どうやって予算化したのか。新規事業で実績がどうなるか不明であっても、予算化のための計画や積算根拠を持つべきであり、どのような事業を行っているのか町民に対し公表をすべきである。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	810	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	安全で快適な生活環境の創造
補助金名	聖籠町松くい虫伐倒駆除(くん蒸)処理補助金						中項目	自然環境との共生
							小項目	海岸線環境下での共生
事業年度	開始年度	平成 31 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町松くい虫被害木伐倒駆除(くん蒸)処理補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町森林整備計画で保全すべき松林以外の松							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	松くい虫の被害拡大防止							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	事業対象松林の伐倒駆除(くん蒸)を行う町内の土地所有者または管理者への補助							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移					年度別事業費(千円)										
					事業費項目			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
					松くい虫伐倒くん蒸処理補助金				35	533	700	700	700	700	
					計				35	533	700	700	700	700	
財 源 内 訳					国庫支出金										
					県支出金										
					地方債										
					その他										
					一般財源				35	533	700	700	700	700	
受 益 者 の 状 況					受益者(件)数	町民	単位	人	14293	14235	14235	14235	14235	15235	14235
					受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				2	37	49	49	46	49	
					町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				2	37	49	49	49	49	

(2) 成果と課題

成果	駆除作業を行うことにより本事業対象外エリアにおいても松くい虫の被害量が減少傾向である
課題	特になし

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている (整合性がある)	適	総合計画第1章2-1-1に位置付けられている
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	所有又は管理者を対象としている
	町が関与すべき事業である	適	被害蔓延防止のため町が関与すべきである

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	1/2以内かつ上限35,000円である。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	不特定多数の者から事前相談を受け付けている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	広報を活用している
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口申請に来られることがほとんどであるが、郵送での受け付けを拒んでいないわけではない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	全ての所有者または管理者を対象としているため適切と考えられる。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	町全体の被害量は減少傾向である。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	駆除作業自体は補助対象者の責で行われるため適切である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	補助金事務の執行上、特に無駄もなく、妥当と考える。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	令和2年度は7件の要望があった。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	令和元年度から開始されたことから都度見直しを図る。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	森林環境維持に不可欠である。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	伐倒駆除経費に限定している
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定していない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	公益目的に資する事業であるため所得制限は不要と考える。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	1/2以内である。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	伐倒駆除経費に限定している
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	-
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	-

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	松くい虫の被害量を減らすためにも現状のとおり適正に実施する。
--------	---------	----	--------------------------------

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見		

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	811	担当課	産業観光課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	豊かさや活力を創出する産業の振興
補助金名	船だまり利用者協議会振興事業補助金					中項目	地域資源を活かした魅力あふれる観光	
						小項目	観光資源の保全と魅力向上	
事業年度	開始年度	平成 15 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	新潟港東港区網代浜地区小型船だまり利用者協議会							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	新潟港東港区網代浜地区小型船だまり利用者協議会における公共性を保持し、公正円滑な運営を図り、関係相互の連絡調整を行うとともに、当該地区の港湾施設の機能増進を目的とする。また、事業の実施により各種連絡調整及び環境保全活動等を継続することができる。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	新潟港東港区網代浜地区小型船だまり利用者協議会の運営費及び事業費に対して補助を行う。							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	船だまり利用者協議会振興事業補助金				95	95	95	95	95	95	95	
	計				95	95	95	95	95	95	95	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				95	95	95	95	95	95	95		
受益者の状況	受益者(件)数	会員数	単位	人	115	118	124	124	124	124	124	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				826	805	766	766	766	766	766	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				7	7	7	7	7	7	7	

(2) 成果と課題

成果	新潟港東港区網代浜地区小型船だまり利用者協議会における公正円滑な運営が図られた。 【令和元年度決算】収入額: 1,985,504円 支出額: 1,696,306円 繰越額: 289,198円
課題	同協議会の決算状況を踏まえながら、補助金の見直しを図る。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画第4章1-3-2に位置付けられている
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	否	受益者は船だまり利用者協議会会員に限る
	町が関与すべき事業である	否	自立した協議会運営が望まれる

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	協議会設立時に、加盟団体である聖籠町漁業協同組合との協議により、町及び同組合の同額での定額補助としている
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	協議会に補助金を支出しているため、受益者が特定の者に偏ることはない
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	事務局(産業観光課)で対応している
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	事務局(産業観光課)で対応している
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	同協議会は町、町漁協、プレジャーボート利用者により構成される
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	協議会における公共性を保持し、公正円滑な運営を図ることができる
	事業目的を達成する手段として最適である	否	自主財源の確保ができるような運営努力が必要である
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	事業の実施により各種連絡調整及び環境保全活動等を継続することができる
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	令和2年度当初は、124名の会員が利用している
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	平成27年度に98,000円、平成28年度から95,000円に見直している
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	船だまり周辺に釣り客を呼び込むことで、観光収入の増加につながる

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	交際費、飲食費等は事業費に含まれない
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	要綱等に規定していない
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	制限等は設けていない
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	補助率は1/2以内である
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	—
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	事業費への移行は進んでいない
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	平成13年度に協議会を設立してから20年が経過している

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	同協議会の決算状況を踏まえ、補助金の見直しを図りながら、事業を継続する。
--------	---------	----	--------------------------------------

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	補助対象者の決算状況に応じた補助支出への見直し
主な意見	補助対象者である協議会の繰越額がおおよそ30万円と多額のため、決算状況に応じた補助支出への見直しを図りたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	812	担当課	産業観光課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	聖籠町商工会運営事業補助金						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町商工業振興費補助金交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	商工会							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	商工会の組織強化を図り商工業の活性化を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	運営事業費の補助(定額補助) 商工会運営のため必要な運営費であり、他の市町村も補助を実施している。 H21より地域活性化券の予約・販売、H25より住まいる券の予約・販売、R2はハッピーチケットの配付・換金など、町の事業に協力している。							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	聖籠町商工会運営事業補助金				7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	
	聖籠町応援キャンペーン事業補助金						36,750					
	計				7,000	7,000	43,750	7,000	7,000	7,000	7,000	
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
		その他										
一般財源				7,000	7,000	43,750	7,000	7,000	7,000	7,000		
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	会員数	単位	人	292	287	282	282	282	282	282	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				23,973	24,390	155,142	24,823	24,823	24,823	24,823	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				490	492	3,073	492	492	492	492	

(2) 成果と課題

成果	組織率を56%に掲げたが、会員数が増えず54%であった。 町内事業者数が542件に対し、会員数が292件。 292/542=54%
課題	本町の町内事業者の半数以上が商工会員となっている。商工会組織の充実強化のためにも会員増を目指す。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画の4-4-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	商工会を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	町商工業の活性化に欠かせない組織である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	700万円のうち650万円は運営費、残り50万円は組織強化費である。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	対象団体は商工会のみである。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	否	周知はおこなっていない。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	郵送による受付の実績はないが、郵送でも受付は可能。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	事業を運営するためには、商工会は欠かせない組織である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	商工業の活性化を図るため、期待されている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	町が行う事業や商工会の事業には、かかせない組織であり、最適である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	商工業の活性化に貢献しており、妥当と考える。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	商工会が商工業業者の支援を行っており、町も商工業者支援の観点からニーズがあると考ええる。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	否	行っていない。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	商工会は商工業の活性化を図っており、未来へつながる投資と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	規定していない。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定していない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	規定していない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	運営費として650万円、組織強化費として50万円としている。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	運営費と組織強化費を目的としている。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	特にない。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	設立して2～3年の団体ではない。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつながる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	商工会運営のためには補助が必要であり、地域や商工業の活性化のためにも継続する。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	積算根拠の明確化
主な意見	早急に補助額の積算根拠を明確にすべきである。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	813	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさや活力を創出する産業の振興
補助金名	新潟県信用保証協会保証料補給						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・条例等	聖籠町信用保証料補給規程			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	中小企業者							
意 図 (どのような状態にしたいのか)	中小企業者が新潟県信用保証協会の信用保証により金融機関の貸付を受けた場合に、中小企業者に代わって町が協会に信用保証料を貸付額に応じた割合によって支払い、中小企業の経営の安定を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等を含む)	信用保証協会保証料補給 融資金額300万以下100%、300万超700万以下75%、700万超1,000万以下50%							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	新潟県信用保証協会保証料補給				170	2,465	15,974	1,996	1,996	1,996	1,996	
	計				170	2,465	15,974	1,996	1,996	1,996	1,996	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				170	2,465	15,974	1,996	1,996	1,996	1,996		
受益者の状況	受益者(件)数	利用件数	単位	件	2	18	14	14	14	14	14	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				85,000	136,944	1,141,000	142,571	142,571	142,571	142,571	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				12	173	1,122	140	140	140	140	

(2) 成果と課題

成果	新型コロナウイルス感染症に関する融資で14件、企業振興等の融資では0件であった。
課題	令和2年度は新型コロナウイルス感染症に関する融資で予算増額となったが、令和3年度より企業振興等の融資のみの保証となるので、周知が必要となる。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画の4-1-1に位置づけられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町内の中小企業者を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	町内の中小企業者を支援するためにも必要である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	信用保証協会と契約を交わしている。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	町内の中小企業者に限定している。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	HPを通じて周知している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	郵送による受付の実績はないが、郵送でも受付は可能。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町内の中小企業者を対象としていることにより、適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	中小企業者の支援を行い、効果を発揮している。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	中小企業者の安定・活性化を図るためにも最適である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	中小企業者の支援につながっており妥当である。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町内の中小企業者には必要であると考える。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	新型コロナウイルス感染症の融資に関しては令和2年度で終了し、今後は企業振興等として扱う。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	中小企業社の安定・活性化を図るためにも、未来につながる投資と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	信用保証料の補給に限定している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定されていない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	規定されていない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	融資の貸付額によって補助率が違う。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている		
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである		

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	今後も、中小企業の経営安定・活性化の支援策として継続して行う。
--------	---------	----	---------------------------------

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見		

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	814	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	中小企業振興資金利子補給						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町中小企業融資あっせん規則			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	中小企業者							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	中小企業者の経営の安定を図るため。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	聖籠町内の中小企業者が制度に基づく貸付を受けた場合、事業主の実質金利が0.9%になるように差額を町が補給する。 2.4%(年金利)－0.9%(事業主負担)＝1.5%(町補給分)							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	中小企業振興利子補給				1,673	950	1,470	1,072	1,072	1,072	1,072	
	計				1,673	950	1,470	1,072	1,072	1,072	1,072	
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				1,673	950	1,470	1,072	1,072	1,072	1,072		
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	利用件数	単位	件	58	67	0	60	60	60	60	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				28,845	14,179	#Div/0!	17,867	17,867	17,867	17,867	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				117	67	103	75	75	75	75	

(2) 成果と課題

成果	令和2年度は新型コロナウイルス感染症に関する融資が中心となり、中小企業振興資金の利子補給は0件であった。
課題	令和3年度は中小企業振興資金の貸付の増加が見込まれるため周知が必要となる。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている (整合性がある)	適	総合計画の4-1-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町内の中小企業者を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	町内の中小企業者を支援するためにも必要である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	事業主の実質金利が0.9%となるように差額を補給している。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	町内の中小企業者に限定している。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	HPを通じて周知している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	郵送による受付の実績はないが、郵送でも受付は可能。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町内の中小企業者を対象としていることにより適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	中小企業者の支援を行い、効果を発揮している。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	中小企業者の安定・活性化を図るためにも最適である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	中小企業者の支援につながっており妥当である。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町内の中小企業者には必要であるとする。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	情勢変化によっては、見直しが必要となる場合がある。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	中小企業の安定・活性化を図るためにも、未来につながる投資と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	中小企業振興資金の利子補給に限定している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	規則に規定している。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	適	規則に規定している。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	事業主の実質金利が0.9%になるよう差額を補給している。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている		
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである		

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	中小企業者の事業資金の借り入れ利子の一部を補てんすることにより、中小企業者の経営安定を図り、地域の活性化及び地域振興を図る。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	中小企業振興資金利子補給、中小企業不況対策特別資金利子補給等の利子補給事業について、担当課から、事業者が分かりやすく借りやすいように制度変更を検討すると説明があったため、内部での検討を期待し、その間は現状のまま継続とする。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	815	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	中小企業不況対策特別資金利子補給						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	中小企業不況対策特別資金融資規則			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	中小企業者							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	中小企業者の経営の安定を図るため							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	聖籠町内の中小企業者が制度に基づく貸付を受けた場合、事業主の実質金利が0.9%になるように差額を町が補給する。 2.3%(年利率)－0.9%(事業主負担)＝1.4%(町補給分)							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	中小企業不況対策特別資金利子補給				3,688	1,550	1,943	1,943	1,943	1,943	1,943	
	計				3,688	1,550	1,943	1,943	1,943	1,943	1,943	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
		その他										
一般財源				3,688	1,550	1,943	1,943	1,943	1,943	1,943		
受益者の状況	受益者(件)数	利用件数	単位	件	66	64	0	60	60	60	60	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				55,879	24,219	#Div/0!	32,383	32,383	32,383	32,383	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				258	109	136	136	136	136	136	

(2) 成果と課題

成果	令和2年度は新型コロナウイルス感染症融資の貸付が中心となり、中小企業不況対策資金の利子補給は0件であった。
課題	令和3年度は中小企業不況対策資金の貸付けの増加が見込まれるため周知が必要となる。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている (整合性がある)	適	総合計画の4-1-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町内の中小企業者を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	町内の中小企業者を支援するためにも必要である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	事業主の実質金利が0.9%となるように差額を補給している。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	町内の中小企業者に限定している。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	HPを通じて周知している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	郵送による受付の実績はないが、郵送でも受付は可能。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町内の中小企業者を対象としていることにより適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	中小企業者の支援を行い、効果を発揮している。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	中小企業者の安定・活性化を図るためにも最適である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	中小企業者の支援つながっており妥当である。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町内の中小企業者には必要であるとする。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	情勢変化によっては見直しが必要となる場合がある。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	中小企業の安定・活性化を図るためにも未来につながる投資と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	中小企業不況対策特別資金の利子補給に限定している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	規則に規定している。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	適	規則に規定している。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助はない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	事業主の実質金利が0.9%となるように差額を補給している。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている		
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである		

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	中小企業者の事業資金の借り入れ利子の一部を補てんすることにより、中小企業者の経営安定を図り、地域の活性化及び地域振興を図る。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	中小企業振興資金利子補給、中小企業不況対策特別資金利子補給等の利子補給事業について、担当課から、事業者が分かりやすく借りやすいように制度変更を検討すると説明があったため、内部での検討を期待し、その間は現状のまま継続とする。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	816	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	中小企業人材育成事業補助金					中項目	地域の未来をけん引する商工業	
						小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興	
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町中小企業人材育成事業補助金交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	中小企業者							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	研修会に受講する経費の一部を補助することにより、従業員等の資質向上、能力開発、技術力向上が期待できる。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	従業員等が受講する研修を町として推奨するため、受講料の1/2を補助する。(上限3万円、1企業5人まで)							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	中小企業人材育成事業補助金				300	300	300	300	300	300	300	
	計				300	300	300	300	300	300	300	
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				300	300	300	300	300	300	300		
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	受講人数	単位	人	13	14	16	16	16	16	16	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				23,077	21,429	18,750	18,750	18,750	18,750	18,750	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				21	21	21	21	21	21	21	

(2) 成果と課題

成果	利用者数が年々増加している。 受講者数: R2年度=15人、R1年度=14人、H30年度=13人、H29年度=17人、H28年度=22人、H27年度=15人 研修内容: フォークリフト講習、玉掛け技能講習、高所作業者運転技能講習、決算書の読み方講座、コミュニケーション講座等
課題	町広報、HP、チラシの配布などで広く周知している。今後も増加が見込まれる。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画の4-4-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町内の中小企業者を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	中小企業者の従業員等の人材育成を図ることにより、企業の資質の向上及び能力開発並びに技術力向上につなげ、地域の活性化を図るため必要である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	研修費の1/2補助(上限3万円、1企業5人まで。)
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	町内の中小企業者を対象としている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	町広報、HP、チラシ等で周知している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口のほか郵送でも受付は可能。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町内の中小企業者を対象としており、適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	人材育成を図ることにより、効果が発揮されている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	企業の資質向上及び能力開発、技術力の向上につながる。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	研修費の1/2補助であり、1企業5人までの補助は妥当である。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	例年、15～16件の申請があり受講している。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	否	見直しはしていない。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	人材育成を図ることにより、未来につながる投資と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	研修費に限定している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定していない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	決算状況による制限は不要と考える。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	1/2補助としている。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている		
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである		

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	中小企業者の従業員等の人材育成を図ることにより、企業の資質向上及び能力開発並びに技術力向上、地域の活性化を図るため継続的な支援が必要と考える。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見		

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	817	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	平成 30 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	小規模企業者(※)で、町内に事務所等を設けて、起業・創業する個人又は法人 ※従業員の数が20人(商業又はサービス業5人)							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	町内における小規模企業の起業・創業を促進するとともに、小規模企業者の経営安定を図り、地域経済の活性化及び町民生活の 向上に資する。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町内に事務所等を設けて起業・創業する個人又は法人に対し、それに要する経費の2分の1(法人30万円、個人10万円を限度)を 補助							

2 補助金等の推移

(1)事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)										
	事業費項目			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金			100	300	1,200	800	800	800	800	
	計			100	300	1,200	800	800	800	800	
	財源内訳	国庫支出金									
		県支出金									
地方債											
その他											
一般財源			100	300	1,200	800	800	800	800		
受益者の状況	受益者(件)数	申請者数	単位	件	1	1	5	4	4	4	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円			100,000	300,000	240,000	200,000	200,000	200,000	200,000	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円			7	21	84	56	56	56	56	

(2)成果と課題

成果	令和2年度は法人3件(建設業2件、専門サービス業(医療コンサルタント業)1件)、個人3件(医療業(鍼灸)2件、設備工事業)の交付申請を受付けた。 平成30年度:個人1件(飲食店) 令和元年度:法人1件(建設業)
課題	事業承継及び第二承継について、補助対象に含めるかどうか検討する。

3 担当課による評価

(1)適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	聖籠町小規模企業振興基本計画に基づく
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	小規模事業者の経営安定を図ることは、地域経済の活性化及び町民生活の向上に資する
	町が関与すべき事業である	適	小規模企業の起業・創業を促進するためには、町からの支援が必要である

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	小規模企業基本条例及び基本計画に基づき、近隣市町村の事例などを参考に設定した
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	町内に事務所等を設けて起業・創業する個人又は法人に限る
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	広報せいろう、町ホームページに掲載している
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	申請方法は問わない
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に定める小規模企業者に限る
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	令和2年度は、法人3件、個人3件の交付申請を受付けた
	事業目的を達成する手段として最適である	適	起業・創業前後における経営資源の確保につながる
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	平成30年度に事業を開始してから、申請件数は右肩上がり推移している
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	起業・創業は、若年代のみならず幅広い層から求められている
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	聖籠町小規模企業振興基本計画の見直しに合わせて、制度の見直しを図る
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	小規模企業者の経営安定を図ることは、地域経済の活性化及び町民生活の向上に資する

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	交際費、飲食費等は事業費に含まれない
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	要綱において、納税証明書の提出を要件としている
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	制限等は設けていない
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	補助率は1/2以内である
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	補助対象経費は、事業拠点費、商品化促進費、宣伝広告費、法人登記費、経営支援費に限られる
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	小規模企業の企業・創業を促進することは、地域経済の活性化に資することから、事業を継続する。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	小規模企業振興の町における目的、効果をあらためて整理されたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	818	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業 分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	小規模事業者経営改善資金利子補給						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	平成 30 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町商工会							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	町内における小規模企業者(※)の経営の安定を図り、また地域経済の活性化及び町民生活の向上に資する。 ※従業員の数が20人(商業又はサービス業5人)							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町内の小規模事業者による日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の借入に対し、町商工会が利子の一部助成を行 う。町は町商工会が利子補給した分を補てんする。小規模事業者経営改善資金：年利率1.21%(R2年度)、利子補給率0.31%							

2 補助金等の推移

(1)事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	小規模事業者経営改善資金利子補給				89	361	379	790	790	790	790	
	計				89	361	379	790	790	790	790	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
地方債												
その他												
一般財源				89	361	379	790	790	790	790		
受益者の状況	受益者(件)数	利子補給件数	単位	件	21	35	39	28	28	28	28	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				4,238	10,314	9,718	28,214	28,214	28,214	28,214	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				6	25	27	55	55	55	55	

(2)成果と課題

成果	利子補給制度により運転資金の調達が容易となり、小規模事業者の経営の安定が図られた。 借入件数及び融資額 平成30年度:21件(104,900千円) 令和元年度:22件(142,500千円) 令和2年度:32件(205,200千円)
課題	借入から完済まで利子補給を行うため、事業開始からおよそ7年目まで事業費が年々増加することが見込まれる。

3 担当課による評価

(1)適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	聖籠町小規模企業振興基本計画に基づく
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	小規模事業者の経営安定を図ることは、地域経済の活性化及び町民生活の向上に資する
	町が関与すべき事業である	適	小規模事業者の円滑な資金調達のためには、町からの支援が必要である

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	聖籠町商工会が行っている同資金融資の利子補給率に則り、事業主の実質金利が0.9%になるように差額を補給をしている
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	受益者は、小規模事業者経営改善資金を借り入れた者に限る
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	町商工会と直接やり取りしている
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	申請方法は問わない
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町商工会に補助金を給付することで、事業者に間接的に利子補給を行っている
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	令和2年度の借入件数30件、借入金額193,700千円であった(令和3年1月末現在)
	事業目的を達成する手段として最適である	適	町が同資金融資の返済状況を管理する必要がないため、効率的な事務手続きが可能である
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	平成30年度に事業を開始してから、借入件数は右肩上がり推移している
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	小規模事業者の安定した経営や設備投資には、円滑な事業資金の確保が必要である
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	聖籠町小規模企業振興基本計画の見直しに合わせて、制度の見直しを図る
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	小規模事業者の経営が継続して行われることで、地域経済社会の発展に寄与する

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	交際費、飲食費等は事業費に含まれない
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	要綱等に記載はないものの、滞納者への利子補給は行わないことで町商工会と合意している
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	制限等は設けていない
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	町は町商工会が利子補給した分と同額を補填している
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	町商工会提出の実績報告書に基づく
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	小規模事業者の円滑な資金調達のために事業を継続する。
--------	---------	----	----------------------------

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	小規模企業振興の町における目的、効果をあらためて整理されたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	819	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業 分類	大項目	豊かさや活力を創出する産業の振興
補助金名	新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	2 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給交付要綱 聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付要綱				
	終了予定	11 年度						
対 象 (誰、何を)	中小企業者							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	中小企業者の経営の安定を図るため。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	支援策として、事業主の実質金利が0.9%になるように差額を補給する。 貸付け利率は、3年以内＝1.15%、3年超5年以内＝1.35%、5年超7年以内＝1.55%、7年超10年以内＝1.75%							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)										
	事業費項目			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給					2,314	3,018	3,018	3,018	3,018	
	新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金					1,259	638	638	638	638	
	計					3,573	3,656	3,656	3,656	3,656	
	財源内訳	国庫支出金									
		県支出金									
		地方債									
その他											
一般財源					3,573	3,656	3,656	3,656	3,656		
受益者の状況	受益者(件)数	利用件数	単位	件		0	15	15	15	15	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円					#Num!	238,200	243,733	243,733	243,733	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円						251	257	257	257	

(2) 成果と課題

成果	利用件数は15件であった。
課題	令和2年度から最長10年間利子補給を行う。利子補給の請求は金融機関へ補給を行うものと、本人が町に申請し補給を行うものと2種類ある。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている (整合性がある)	適	総合計画の4-4-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町内の中小企業者を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	町内の中小企業者を支援するためにも必要である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	事業主の実質金利が0.9%になるように差額を補給している。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	町内の中小企業者に限定している。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	町広報、HPなどで周知している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口のほか郵送でも受付は可能。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町内の中小企業者を対象としていることにより適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	中小企業者の支援を行い、効果を発揮している。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	中小企業者の安定・活性化を図るためにも最適である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	中小企業者の支援につながっており妥当である。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町内の中小企業者には必要であるとする。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	情勢変化によっては見直しが必要となる場合がある。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	中小企業の安定・活性化を図るためにも未来につながる投資と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	新型コロナウイルス感染症対策特別融資の利子補給に限定している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	要綱に規定している。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	規定していない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	事業主の実質金利が0.9%になるように差額を補給している。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている		
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである		

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	融資の返済期間が終了するまで利子補給を継続する。中小企業の安定・活性化を図り、地域の活性化及び地域振興を図る。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見		

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	820	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	聖籠町暮らし応援事業補助金					中項目	地域の未来をけん引する商工業	
						小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興	
事業年度	開始年度	令和 3 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町暮らし応援事業補助金交付要綱				
	終了予定	令和 5 年度						
対 象 (誰、何を)	町民及び町への定住予定者							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	居住環境の向上や人口増加策の推進、地域経済活性化を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	住宅取得等＝基本補助率10%、限度額100万円 住宅リフォーム＝基本補助率10%、限度額50万円 その他建物改修・解体・除去＝限度額30万円 加算 子育て世帯、転入世帯、若者世帯、空き家活用＝基本補助率2%、限度額20万円若しくは10万円							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	聖籠町暮らし応援事業補助金							50,000	50,000	50,000		
	計							50,000	50,000	50,000		
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源							50,000	50,000	50,000			
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	申請件数	単位	件	0	0	0	0	0	0	0	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				#Num!	#Num!	#Num!	#Div/0!	#Div/0!	#Div/0!	#Num!	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円							3,512	3,512	3,512		

(2) 成果と課題

成果	令和3年度に実施する。
課題	令和3年度に実施する。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている (整合性がある)	適	総合計画の1-1-1、2-2-4、4-4-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	全町民及び定住予定者を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	地域経済の活性化、移住対策(UIターン)、空き家対策を目的としている。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	住宅取得と住宅リフォームを実施する場合、加算メニューがある。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	多数対象者がいる場合には抽選とさせていただく。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	チラシやHPで周知している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口のほか、郵送でも受付は可能。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	全町民及び定住予定者を対象としている。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	地域経済の活性化、定住対策(UIターン)、空き家対策に効果が発揮される。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	地域経済の活性化、移住対策(UIターン)、空き家対策としては最適である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	補助金事務の執行上、特に無駄もなく、妥当と考える。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町民等のニーズがあると考ええる。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	地域経済の活性化という観点で妥当と考える。社会情勢の変化によっては見直しを検討する。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	居住環境の整備は未来につながる投資と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	対象事業に関する経費のみ対象としている。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	要綱に規定されている。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	所得や決算状況による制限は不要と考える。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	基本補助率を10%としている。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている		
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである		

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	事業としては3年間継続する予定だが、それ以降は地域経済の活性化・定住対策・空き家対策等の利用状況を踏まえて検討する。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	周知の徹底
主な意見	事業の使い勝手をよくする工夫とともに、更なる周知徹底をされたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	821	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさや活力を創出する産業の振興
補助金名	聖籠町観光協会運営事業補助金						中項目	地域資源を活かした魅力あふれる観光
							小項目	観光交流の総合的な推進
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町観光振興費補助金交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	聖籠町観光協会							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	町内の観光振興と産業・経済・文化の発展							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	各種イベント事業の事業費及び町観光協会の運営費補助							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	聖籠町観光協会運営事業補助金				23,000	22,154	9,619	13,900	13,900	13,900	13,900	
	計				23,000	22,154	9,619	13,900	13,900	13,900	13,900	
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
地方債												
その他												
		一般財源		23,000	22,154	9,619	13,900	13,900	13,900	13,900		
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	イベント来場者数	単位	人	18500	15500	0	15000	15000	15000	15000	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				1,243	1,429	#Div/0!	927	927	927	927	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				1,609	1,556	676	976	976	976	976	

(2) 成果と課題

成果	天候によりイベントの実施に影響がでる。令和元年度は夏まつりとマリンフェスタを同時に開催したため来場者数が減少している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行によりイベントを中止としたため0人となっている。
課題	今後はイベントを行う際に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をしっかりと行い事業をすることが必要となる。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画の4-3-2に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	観光協会を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	事業を実施することにより町内の観光振興がなされる。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	観光協会の財源状況から鑑み、各事業費及び運営費に相当する額を補助している。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	対象団体は観光協会のみである。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	否	周知していない。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	否	課内に観光協会も在籍しているため、窓口で受け付けを行っている。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	事業を運営するためには、観光協会は欠かせない組織である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	町の観光振興に効果が発揮される。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	観光振興を達成する手段として最適である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	町の観光振興に役立っている。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町民等のニーズがあると考ええる。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	令和3年度から夏まつり単独の補助金に見直しを行った。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	観光振興の推進として、未来につながる投資と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	事業費に限定している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定していない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	規定していない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	事業費として限定して補助している。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている		
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである		

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつながる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	令和3年度から夏まつり事業の補助は別にした。事業は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し検討していきたい。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	コロナ対策を踏まえた適正な事業実施
主な意見	観光事業を実施する際は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた適正な事業の実施に努められたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	822	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業 分類	大項目	豊かさや活力を創出する産業の振興
補助金名	さくらんぼまつり実施事業補助金						中項目	地域資源を活かした魅力あふれる観光
							小項目	観光資源の保全と魅力向上
事業年度	開始年度	未定	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町補助金等交付規則			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	聖籠町さくらんぼまつり実行委員会							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	特産さくらんぼのPRと地場農産物を有利販売することにより、観光農業と農業振興を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	イベント事業の事業費補助							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移					年度別事業費(千円)										
					事業費項目			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
					さくらんぼまつり実施事業補助金			300	300	300	300	300	300	300	
					計			300	300	300	300	300	300	300	
					財 源 内 訳	国庫支出金									
						県支出金									
地方債															
その他															
一般財源			300	300		300	300	300	300	300					
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	来場客数	単位	人	3000	3000	3000	3000	3000	3000					
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				100	100	100	100	100	100					
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				21	21	21	21	21	21					

(2) 成果と課題

成果	さくらんぼまつりは、昨年度と同様に3,000人ももの来場者で賑わい、盛況であった。
課題	町とJA北越後が事業費を負担しているが、本事業はさくらんぼ農家の収益増加に資することから、さくらんぼ関係団体からの費用負担を検討する。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画第4章2-1-2に位置付けられている
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	地場農産物のPRや観光イベントとして人の集約に効果があり、地域の活性化に寄与している
	町が関与すべき事業である	適	町の代表的な特産品であるさくらんぼのPRを目的とした事業である

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	平成28年度行財政改革にて指摘があり、1/3以内の補助率としている
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	実行委員会は、JA北越後(聖籠購買センター)並びにさくらんぼ生産者110名により構成されている
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	事務局であるJA北越後(聖籠購買センター)と直接やり取りしている
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	申請方法は問わない
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	実行委員会形式とすることで、地場農産物の有利販売が可能となる
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	さくらんぼの特価販売により、さくらんぼ農家の収入安定につながっている
	事業目的を達成する手段として最適である	適	実行委員会に事業費を補助することで、農家との直接的なやり取りを一任することができる
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	さくらんぼをPRすることにより、地方発送の注文につながっている
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	さくらんぼまつりは例年3,000人の来場者数が見込まれる
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	平成28年度行財政改革を受けて、次年度より補助金額を67万5千円から30万円に見直している
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	さくらんぼのPRと共にブランド化を図ることは、観光さくらんぼ園への誘客につながる

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	交際費、飲食費等は事業費に含まれない
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	要綱等に規定していない
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	制限等は設けていない
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	適	補助率は1/2以内である
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	特産さくらんぼのPRと地場農産物の有利販売を目的とする
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	適	—
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	適	—

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	事業の継続を前提として、JA北越後、さくらんぼ関係団体と協議しながら負担割合を見直す。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	まつりの状況把握
主な意見	イベントによる経済効果ひいては本補助金の効果を測るため、特価販売分だけでなく、各農家個別販売分の売り上げなど、さくらんぼまつり全体の状況把握に努めるべきである。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	823	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業 分類	大項目	豊かさや活力を創出する産業の振興
補助金名	聖籠夏まつり実行委員会補助金						中項目	地域資源を活かした魅力あふれる観光
							小項目	観光交流の総合的な推進
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等				
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	聖籠夏まつり実行委員会							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	夏まつりを実行委員会が主体となって実施する。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	令和2年度までは観光協会へ補助金として交付していたが、令和3年度から聖籠夏まつり実行委員会へ直接交付を行う。							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	聖籠夏まつり実行委員会補助金							12,800	12,800	12,800	12,800	
	計							12,800	12,800	12,800	12,800	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源							12,800	12,800	12,800	12,800		
受益者の状況	受益者(件)数	来場者数	単位	人	0	0	0	10000	10000	10000	10000	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				#Num!	#Num!	#Num!	1,280	1,280	1,280	1,280	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円							899	899	899	899	

(2) 成果と課題

成果	令和2年度は夏まつりを中止としたが、令和3年度は現在検討中である。
課題	イベントを実施する場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し対応することが必要である。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている (整合性がある)	適	総合計画の4-3-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	全町民を対象としたイベントである。
	町が関与すべき事業である	適	事業を実施することにより観光振興がなされる

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	実績と新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費用を鑑み補助を行う。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	対象団体は実行委員会観光協会である。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	否	周知していない。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	実行委員会は観光協会内にあるため、窓口で受付を行っている。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	実行委員会を対象としている。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	町の観光振興に効果が発揮される。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	観光振興を達成する手段として最適であると考ええる。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	町の観光振興に役立っている。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町民等のニーズがあると考ええる。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	令和3年度から、実行委員会が主体となって事業を行うため、夏まつり単独の補助金に見直した。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	観光振興の推進として、未来につながる投資と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	事業費に限定している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定していない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	規定していない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	事業費として限定して補助している。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている		
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである		

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	令和3年度の補助としては、まだ実施していないが、実施する場合は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底することが必要である。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	コロナ対策を踏まえた適正な事業実施
主な意見	観光事業を実施する際は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた適正な事業の実施に努められたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	824	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさや活力を創出する産業の振興
補助金名	聖籠町サーフィン大会実行委員会補助金						中項目	地域資源を活かした魅力あふれる観光
							小項目	観光資源の保全と魅力向上
事業年度	開始年度	令和 3 年度	根拠法令・ 条例等					
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町サーフィン大会実行委員会							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	サーフィン大会を開催することにより、聖籠町と海のにぎわい館のPRを目的にする。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町から補助金として300万円計上しているが、クラウドファンディングによる寄附や企業からの協賛金を収入に入れ、不足分を町の補助金から支出する。							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)										
	事業費項目			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	聖籠町サーフィン大会実行委員会補助金						3,000	3,000	3,000	3,000	
	計						3,000	3,000	3,000	3,000	
	財源内訳	国庫支出金									
		県支出金									
		地方債									
その他											
一般財源						3,000	3,000	3,000	3,000		
受益者の状況	受益者(件)数	来場者数	単位	人	0	0	0	300	500	500	500
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				#Num!	#Num!	#Num!	10,000	6,000	6,000	6,000
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円							211	211	211	211

(2) 成果と課題

成果	令和3年度の秋頃開催予定
課題	クラウドファンディングや企業からの協賛金がどのくらい集まるかが課題である。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画の4-3-2に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町内外からの来町者を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	全国大会を開催することによって町をPRする。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	適	今までの実績額を参考。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	対象団体は実行委員会である。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	否	周知していない。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	実行委員会は課内にあるため、窓口で受付を行っている。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	本大会を実行するための組織であり、適切であると考え。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	町の観光振興に効果が発揮されると考える。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	町が主催となることで、町内外にも町をPRできる。
	費用対効果は、妥当かどうか。	否	クラウドファンディングや協賛金の集まりがどのようになるか未定である。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町民や全国に聖籠町と海のにぎわい館をPRして広める。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	海のにぎわい館がオープンしてから網代浜で海レクサポートせいらうが実施していたが、町と海のにぎわい館をPRするため事業を見直し町主催とした。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	日本海側ではめずらしい町主催で実施することにより、未来につながる投資と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	役員やスタッフ等の弁当代も含まれる予定
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定していない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	規定していない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	クラウドファンディングや協賛金によって補助率が変動する。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	適	事業費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている		
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである		

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	令和3年度から町主催でサーフィン大会を実施するが、クラウドファンディングによる寄附や企業からの協賛金によっては、町からの補助金額も変動してくる。寄付や協賛金が少ない場合は、今後の対策を検討する。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	早急な事業(財政)計画の策定。できなければ廃止すべきである
主な意見	次の3点について直ちに対応を求める。1. 町のかかわり方の整理2. 事業計画書、工程表の作成3. クラウドファンディング、協賛金等の財政計画の策定この3点を早急に対応されたい。できない場合は、今年度の事業実施見送りも含め抜本的に再考されたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	1101	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	町PTA連絡協議会補助金					中項目	人生100年時代の学び
						小項目	生涯学習の展開
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱		
	終了予定	未定	年度				
対 象 (誰、何を)	聖籠町PTA連絡協議会への補助により、町内の青少年へ還元する。						
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	聖籠町PTA連絡協議会が行う青少年健全育成活動を支援することにより、学校、家庭、地域の連携を促進し、小学生・中学生の健全な育成を図ることを目的とする。						
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町内の青少年健全育成活動を促進するため、聖籠町PTA連絡協議会が行う事業に要する経費の一部を補助する。 定額(実績:令和元年度 143千円、令和2年度 140千円(予定))						

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	町PTA連絡協議会補助金				143	143	140	140	140	140	140	
	計				143	143	140	140	140	140	140	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
地方債												
その他												
一般財源				143	143	140	140	140	140	140		
受益者の状況	受益者(件)数	小学生・中学生	単位	人	1252	1265	1264	1264	1264	1264	1264	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				114	113	111	111	111	111	111	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				10	10	10	10	10	10	10	

(2) 成果と課題

成果	聖籠町PTA連絡協議会の活動を支援することにより、学校、家庭、地域の連携が促進され、小学生・中学生の健全な育成に繋がっている。
課題	特に課題はないと考える。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画3-Ⅱ-1に位置づけられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町内の小学生・中学生を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	総合計画で活動支援をうたっている事業であり、町が関与すべき事業と考える。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	定額の運営費補助である。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	聖籠町PTA連絡協議会のみであるが、町内の小学校・中学校のPTA役員が評議員となっている団体である。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	否	聖籠町PTA連絡協議会のみであり、特に周知は行っていない。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口申請に限定されていない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町内における青少年健全育成活動の中心的な役割を担っている団体が対象となっていることから適切であると考ええる。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	町PTAの活動により学校・家庭・地域の連携が図られ、小学生・中学生の健全育成に寄与しており、効果はあるものと考ええる。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	町PTA事業に寄与しており、最適と考ええる。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	本補助金により上記の活動が行えていることから妥当と考ええる。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	青少年の健全育成のために、聖籠町PTA連絡協議会への補助は必要と考ええる。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	毎年、評議員会等を開催し、活動内容や事業について検討している。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	聖籠町PTA連絡協議会への補助を通じての青少年健全育成活動であり、次世代の町を担う将来への投資と考ええる。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	要綱等には記載はないが、決算報告等提出された段階で不適切な使途がないか確認している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定されていない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	補助対象者の決算状況は確認しているが、具体的な制限は規定されていない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	規定されていない。(4割程度の補助率となっている。)
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	定額の運営費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	補助金の交付年限を検討しているが、移行が図られていない。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	新設の団体を対象としたものではない。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	学校・家庭・地域の連携を目的としたPTA活動に対する補助であることから、今後も継続が必要と考ええる。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	積算根拠を明確にされたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	1102	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	文化団体連絡協議会補助金						中項目	人生100年時代の学び
							小項目	生涯学習の展開
事業年度	開始年度	令和 1 年度	根拠法令・ 条例等	町教育委員会社会教育課補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	町内に本拠を置く文化団体							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	町民に対する芸術、文化の振興							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町文化団体連絡協議会は、芸術文化の振興を目的とし、加盟する各団体が相互提携して、活発な文化活動ができるよう活動している。 加盟する団体の運営に要する経費に対し、補助金を振り分け交付している。							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	運営費					1,046	1,073	1,276	1,276	1,276	1,276	
	計					1,046	1,073	1,276	1,276	1,276	1,276	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源					1,046	1,073	1,276	1,276	1,276	1,276		
受益者の状況	受益者(件)数	260	単位	人	0	260	260	260	260	260	260	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				#Num!	4,023	4,127	4,908	4,908	4,908	4,908	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円					73	75	90	90	90	90	

(2) 成果と課題

成果	文化団体の活動により、町民に対する芸術、文化の振興がなされている。
課題	団体構成員の高齢化が進んでいる。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画3-Ⅱ-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	否	受益者は団体構成員に限られる。
	町が関与すべき事業である	適	文化芸術の振興は、他自治体も積極的な支援を行っており、町が関与すべき事業と考える。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	定額の運営費補助である。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	対象団体は1団体のみであり該当しない。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	個別案内を行っている。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口申請に限定されていない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	対象者は、芸術文化の振興を目的とする文化団体の連合体である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	町の公民館活動及び文化・芸術の促進に成果をあげている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	文化団体育成のための補助金としては最適である。構成員は単位団体に複数登録しているので単位団体への人数割りによる交付は不適当である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	補助金事務の執行上、特に無駄もなく妥当と考える。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	文化団体への補助は近隣自治体でも実施しており、文化芸術振興、文化祭や芸能歌謡祭の実施のために需要があると考ええる。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	総会や役員会で都度見直しが行われている。近年も交付額の削減や交付方法についての変更があった。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	文化芸術の振興は全世代が利益を享受できる。文化芸術の活動は介護予防にも有効である。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	規定されていない。しかし総会等の場で飲食費等は補助対象にならない旨を説明している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定されていない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	規定されていない。繰越金が多額にならによる注意喚起を行っている。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	規定されていない。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	定額の運営費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	交付年限を決め検討しているが、結果として移行はしていない。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	長年継続して補助している。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	芸術文化の振興は子どもから高齢者まで、広く利益を享受できるものである。この会が主導的な立場で町文化祭や芸能歌謡祭を円滑に開催している。文化団体の活発な活動が町民に文化芸術に触れる機会を提供している。以上のことから現状のまま継続すべきと考える。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	積算根拠を明確にするとともに、協議会やこの補助金について、町民への周知を図りたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	1103	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	伝統芸能育成補助金					事業中項目	人生100年時代の学び
						事業小項目	文化の振興
事業年度	開始年度	平成 31 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱			
	終了予定	未定 年度					
対 象 (誰、何を)	聖籠太鼓 響(sato-oto)						
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	町民によって組織される団体が、地域において社会教育及び公民館活動事業等をととして文化・学習等の活動により、町の文化振興や学習意識の高揚に資することを目的とする。						
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	対象団体に対し、芸術文化振興事業を円滑に進めるため運営費の一部を補助する。 定額(実績:令和元年度 45千円、令和2年度 44千円(予定))						

2 補助金等の推移

(1)事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	伝統芸能育成補助金					45	44	44	44	44	44	
	計					45	44	44	44	44	44	
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源					45	44	44	44	44	44		
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	対象団体	単位	団体	0	1	1	1	1	1	1	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				#Num!	45,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円					3	3	3	3	3	3	

(2)成果と課題

成果	町の行事である文化祭(ふるさと芸能歌謡祭)への出演や、町内外の学校や福祉施設からのアウトリーチ要請などに対応でき、町独自の和太鼓文化の活性化に繋げることができる。
課題	当該団体に対して町としての今後の活動支援のあり方、太鼓等の修繕等を含めた維持管理の負担割合についての課題あり。

3 担当課による評価

(1)適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画3-Ⅱ-3に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町民の芸術活動の普及と振興に寄与している。
	町が関与すべき事業である	適	町独自の和太鼓文化の活性化のためにも、町が関与すべき事業である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	文化団体連絡協議会補助金を例にし、補助金額を決定。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	否	被補助者は1団体のみである。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	否	広く周知していない。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口または郵送等で受け付けている。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	目的に適合する対象者である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	地域の社会教育及び公民館活動事業等とおした文化・学習等の活動により、町の文化振興を図っている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	事業目的のための運営費の補助は適切であるとする。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	補助金事務の執行上、特に無駄もなく妥当とする。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	多くの町民の情操教育に寄与しており、ニーズがあるとする。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	否	具体的な事業の見直しは行われていない。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	町の文化芸術振興の普及と振興に寄与しており、多くの町民の芸術文化活動に影響を与えている。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	適	要綱に規定されているが、具体的な記載はない。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	要綱等の規定はない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	補助対象者の決算状況は把握しているが、具体的な制限は規定されていない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	補助率に特段の定めはない。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	運営費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	補助金の交付年限を検討しているが、移行が図られていない。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	新設の団体を対象としたものではない。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	当該団体は、町の行事である文化祭(ふるさと芸能歌謡祭)への出演や、町内外の学校や福祉施設からのアウトリーチ要請などで町に貢献してくれている。また、町独自の和太鼓文化の活性化に繋げることができているため現状の補助事業を継続したい。
--------	---------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	積算根拠を明確にされたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	1104	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	聖籠町青少年健全育成町民会議補助金					事業中項目	人生100年時代の学び
						事業小項目	青少年健全育成の推進
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱		
	終了予定	未定	年度				
対 象 (誰、何を)	聖籠町青少年健全育成町民会議を補助し、町内の青少年及び町民へ還元する。						
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	聖籠町青少年健全育成町民会議が行う事業を通して、青少年が未来を切り開いていく意欲や資質・能力を持つことを支援し、健やかな成長を図ることを目的とする。						
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町施策や地域の青少年育成団体と連携を図りながら、「青少年をとりまく社会環境の実態調査」、「こども110番の家メンテナンス活動」や「メディアコントロール標語」事業、「わたしの主張」大会主催、その他、「お正月公民館まつり」等の町主催事業等にも積極的に協力し、多様な活動を展開する。 定額(実績:令和元年度 200千円、令和2年度 196千円(予定))						

2 補助金等の推移

(1)事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	負担金補助及び交付金				200	200	196	196	196	196	196	
	計				200	200	196	196	196	196	196	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
		その他										
一般財源				200	200	196	196	196	196	196		
受益者の状況	受益者(件)数	小学生・中学生	単位	人	1252	1265	1264	1264	1264	1264	1264	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				160	158	155	155	155	155	155	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				14	14	14	14	14	14	14	

(2)成果と課題

成果	今年度はコロナ禍で例年の活動が行えなかったが、「メディアコントロール標語」事業では、小学生・中学生にメディアの利用方法を考えてもらい、「こども110番の家メンテナンス活動」では町内のこども110番の家の確認等の活動を行った。
課題	本事業は、自主事業として取り組んでいる「こども110番メンテナンス活動」や「青少年をとりまく社会環境の実態調査」といった現場での活動が主体である。育成員数についても、三小学校区ごとに十分な配置は行われており支障はない。

3 担当課による評価

(1)適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画3-Ⅱ-2に位置づけられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町内の小学生・中学生等を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	総合計画の基本方針で、町は取り組みを推進することとしており、町が関与すべき事業と考える。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	定額の運営費補助である。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	青少年の健全育成を目的とした町内における中心的な役割を担う団体が対象となっている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	町内の青少年健全育成活動団体へ連絡している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口申請に限定されていない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	青少年の健全育成を目的とした町内における中心的な役割を担う団体への補助は適切であると考ええる。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	「青少年をとりまく社会環境の実態調査」や「こども110番メンテナンス活動」といった青少年健全育成活動の補助となっていることから効果があると考ええる。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	町内の青少年健全育成を図るうえで、中心的な役割を担う聖籠町青少年健全育成町民会議の活動を支援することは、最適と考ええる。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	本補助金により上記の活動が行えていることから妥当と考ええる。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	全国的な問題として、青少年の健全育成は大きな関心ごとであり、ニーズがあると考ええる。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	毎年総会を開催し、活動内容や事業について、適宜検討しており、環境(情勢)変化を踏まえた事業の検討が行われていると考ええる。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	地域の子どもに向けた青少年健全育成活動であり、次世代の町を担う将来への投資と考ええる。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	規定はないが、事務局(社会教育課)で確認し対象から外している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定はないが、確認している。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	適	町補助金以外に固定した収入が無い団体であり、町補助金が主たる収入源となっており繰越金も多くない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	町補助金以外に固定した収入が無い団体であることから、町補助金が主たる収入源となっている。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	定額の運営費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	補助金交付年限を決め検討しているが、結果としては移行はしていない。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	長らく継続して補助している。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	町の青少年健全育成を図るための唯一の事業であることから、全国的な動きを考慮し、検討しながら、継続して事業を行っていく。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	積算根拠を明確にされたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	1105	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	地域青少年健全育成活動補助金					事業中項目	人生100年時代の学び
						事業小項目	青少年健全育成の推進
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱		
	終了予定	未定	年度				
対 象 (誰、何を)	町内の育成会やこども会に補助を行い、町内の青少年及び町民へ還元する。						
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	青少年が未来を切り開いていく意欲や資質・能力を持ち、健やかに成長すること						
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町内の各集落や地域育成会が行う青少年の健全育成を目的とした活動に対して補助を行う。 定額(実績:令和元年度 697千円、令和2年度 617千円(予定))						

2 補助金等の推移

(1) 事業費

一 事 業 費 の 推 移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	負担金補助及び交付金				697	697	617	700	700	700	700	
	計				697	697	617	700	700	700	700	
	財 源 内 訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				697	697	617	700	700	700	700		
受 益 者 の 状 況	受益者(件)数	小学生・中学生	単位	人	1252	1265	1264	1264	1264	1264	1264	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				557	551	488	554	554	554	554	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				49	49	43	49	49	49	49	

(2) 成果と課題

成果	各育成会(令和2年度は20団体)に対して活動補助を行っている。うち2団体より、コロナ禍による活動休止の届出があり、補助金返還の手続きを行った。(令和2年2月現在)
課題	各育成会に補助を行い、社会教育だよりでも未周知の団体に向けて補助金について周知を行っている。特に課題はないと考える。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画3-Ⅱ-2に位置づけられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町内の小学生・中学生等を対象としている。
	町が関与すべき事業である	適	町として青少年健全育成を推進していることから、補助すべき事業と考える。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	定額の運営費補助である。当該年度の集落世帯数により支給基準を設けている。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	町内の各こども会や育成会に対して補助を行っている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	社会教育だよりで周知している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口申請に限定されていない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	青少年の健全育成を目的とした町内の団体への補助金であることから適切と考える。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	補助によりこども会や育成会の様々な事業が行えている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	こども会や育成会の様々な活動に寄与していることから手段としては最適と考える。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	本補助金がこども会や育成会の活動の一助となっていることから、補助は妥当と考える。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	青少年の健全育成のために必要性があると考ええる。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	各団体ごとに総会等を開催し活動内容や事業について毎年検討している。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	地域の子どもに向けた青少年健全育成活動補助で、次世代の町を担う将来への投資と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	要綱等には記載はないが、決算報告等提出された段階で不適切な使用はないか確認している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	適	規定はないが、確認している。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	適	集落からの収入が中心で、補助金の補助率も低く、繰越金もわずかである。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	規定していない。各団体により差があるが1割弱から5割程度となっている。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	定額の運営費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	補助金の交付年限を決め検討しているが、結果として移行していない。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	長らく継続して補助している。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	子どもを対象とした育成会等の事業に対しての補助であることから、町の将来を担う子どもたちへの投資とも考え、今後も継続すべきと考える。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	積算根拠を明確にされたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	1106	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	町指定文化財保護管理補助金						中項目	人生100年時代の学び
							小項目	文化の振興
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	指定文化財管理者							
意図 (どのような状態にしたいのか)	町指定文化財の保存管理を行い、次世代へ町の文化財を継承するため。							
事業の目的を実現するための 具体的内容 (事実関係等を含む)	町指定文化財管理者が文化財を維持管理し後世に伝えていくための費用の一部を補助する(宝積院・大野家・日枝神社・亀塚練馬・蓮湯神楽)。 (補助金額:有形文化財 38千円、無形文化財 47千円)							

2 補助金等の推移

(1)事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	運営費				208	208	111	203	203	203	203	
	計				208	208	111	203	203	203	203	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				208	208	111	203	203	203	203		
受益者の状況	受益者(件)数	被補助者		単位	人	490	490	490	490	490	490	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円					424	424	227	414	414	414	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円					15	15	8	14	14	14	

(2)成果と課題

成果	指定文化財の建造物が適正に保存されている。また、無形文化財が継承されている。
課題	特に建造物については劣化や老朽化が進み、今後維持経費がかかっていくものと考えられる。

3 担当課による評価

(1)適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画3-Ⅱ-3に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町が指定する文化財として町民のほこりとなっている。
	町が関与すべき事業である	適	町教育委員会が町の歴史上価値の高いものとして指定しているものであり、総合計画で「文化的遺産の保存支援整備事業」として明記している事業である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	定額の運営費補助である。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	指定文化財がすべて対象となっている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	対象者すべてに案内している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口申請に限定されていない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	指定文化財を保護する目的の補助金であり、指定文化財所有者すべてが対象となっていることから適切と考える。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	町指定文化財が継続して保存・継承されている。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	指定文化財の保護管理が目的であることから、町が補助することは適切であると考え。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	指定文化財が健全に保たれており、補助金事務執行上、特に無駄もなく妥当と考える。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	例年要望がある。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	否	建物等の維持管理であることから情勢に関わらず補助している。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	適	文化財を保存・継承することは、未来へつなげる投資と考える。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	規定されていないが、被補助者にはその旨説明している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定されていないが、確認している。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	繰越金等が多いようであれば制限等必要と考えるが、現状として、繰越金が多くなることが無いことから、制限の必要はないと考える。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	定額の運営費補助である。(蓮濁神楽52%、大野家54%、亀塚練馬16%、日枝神社54%、宝積院14%)
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	定額の運営費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	補助金交付年限を決め検討しているが、文化財建造物においては時が経つにつれ維持費がかかることから、結果として移行はしていない。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	長らく継続して補助している。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	「文化的遺産の保存管理及びその所有者への支援保護の体制づくりの推進に努めます。」等としており、文化財については年数が増えるほど歴史的価値が高くなる一方で、維持管理に費用や手間がかかることから、補助は妥当と考えます。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	積算根拠を明確にされたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	1107	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	聖籠町スポーツ少年団育成運営補助金						中項目	人生100年時代の学び
							小項目	生涯学習の展開
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	聖籠町スポーツ少年団加入団体(7種目10団体)							
意 図 (どのような状態にしたいのか)	少年期のスポーツ事業等を通しての健康増進と、スポーツ活動の普及を図ることを目的とする。							
事業の目的を実現するための具体的内容 (事実関係等を含む)	少年期よりスポーツに親しむ習慣を身につけ、スポーツを通して子どもたちの心身の健康と交流を図ることを目的として、入団式、各種大会、交流会等を行う。(平成27年度までは補助金、平成28年度から平成30年度までは奨励金として交付、令和元年度から補助金として交付) 補助額 令和元年度 611,500円、令和2年度 580,000円 各団体補助額算出方法 R1 均等割 45,000円 人数割 人数×500円							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	スポーツ少年団育成運営補助金						580	580	580	580	580	
	スポーツ少年団活動補助金					612						
	スポーツ少年団奨励金				542							
	計				542	612	580	580	580	580	580	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				542	612	580	580	580	580	580		
受益者の状況	受益者(件)数	加入団体構成員	単位	人	295	323	279	300	300	300	300	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				1,837	1,895	2,079	1,933	1,933	1,933	1,933	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				38	43	41	41	41	41	41	

(2) 成果と課題

成果	少年期よりスポーツに親しむ習慣を身につけ、スポーツ活動を発展させている。また、健康増進とともにスポーツ活動の普及が図られている。
課題	今後人口減少・少子化が進むなかで、加入団体数や構成員数が減少していくことが予想される。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画3-Ⅱ-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	否	スポーツ少年団及び構成員(300人程度)が対象となっており、「不特定、多数」のいずれにも該当していない。
	町が関与すべき事業である	適	少年期に該当する町民への教育活動の一環で行われている側面があり、町が積極的に関わるべき事業である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	前年の全団体の運営費等決算状況から補助として適正だと思われる額を一律(均等割と人数割)に決定し交付しているが、要綱等で金額について定めている。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	町内のスポーツ少年団に広く交付している状況であるため、補助を受ける資格を有する者へは広く行き渡っているものと解される。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	否	対象となる団体が、毎年大きく変わるものでないため、HPや社会教育だより等で広く周知は行われていない。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	対象となる団体へは郵送で案内し、申請は郵送等でも受け付けている。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町の事業目的と対象者の活動は直結している。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	否	定量化された指標がないため、適するとは言えないが、少年期の町民がスポーツをするための環境となる団体への必要な補助であるため、一定の効果がある。
	事業目的を達成する手段として最適である	否	特定非営利活動法人スポネットせいろうからも補助金が交付されていることから、金銭の支援を一本化する等の考慮が必要である。
	費用対効果は、妥当かどうか。	否	定量化された指標を作ることが困難であるため、費用対効果を論ずることは、なじまない。しかし、少年期の町民に心身の健康には着実に寄与している。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	町民のニーズとしては、対象団体は大会参加費等活動費を会費のほか補助金で賄っているため、ニーズがある。社会情勢の面でいえば健康寿命の延伸。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	否	予算の制約により、毎年補助金の支給水準は見直しされているが、令和元年度に奨励金から補助金に変更し、日が浅いため大枠の見直しはしていない。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	否	該当する事業ではない。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	規定されていない。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定されていない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	現状では申請のあった全ての団体へ交付している。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	額は定額であり、率の上限は定めていないが、活動費に対して、概ね1割から3割程度の補助となっている。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	運営費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	移行が図られていない。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	新設の団体を対象としたものではない。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	改善(手段の変更)	理由	特定非営利活動法人スポネットせいろうからも、スポーツ少年団へ補助金が交付されている。スポーツ振興業務委託に含め、統合することも検討していく。
--------	-----------	----	--

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	積算根拠を明確にされたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	1108	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	スポネットせいらう補助金					事業中項目	人生100年時代の学び
						事業小項目	生涯学習の展開
事業年度	開始年度 平成 18 年度		根拠法令・ 条例等	スポーツ基本法、聖籠町生涯スポーツ振興計画			
	終了予定 未定 年度						
対 象 (誰、何を)	特定非営利活動法人スポネットせいらう						
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	誰もがいつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加することができる環境づくりを目指し、聖籠町における生涯スポーツ活動の振興を通じて、地域住民の健全な心身の発達と健康の保持増進、コミュニティづくりに寄与することを目的とする。						
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	特定非営利活動法人スポネットせいらうが、多様な町民ニーズに対応できる体制と運営ができるように事務所運営や事業費等に要する人件費を主体とした経費を補助する。 定額(14,000千円以内)の運営費補助(実績:令和元年度 13,368千円、令和2年度 4,920千円(予定))						

2 補助金等の推移

(1)事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	スポネットせいらう補助金				13,368	13,368	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920	
	計				13,368	13,368	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
		地方債										
その他												
一般財源				13,368	13,368	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920		
受益者の状況	受益者(件)数	全町民	単位	人	14291	14293	14235	14235	14235	14235	14235	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				935	935	346	346	346	346	346	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				935	939	346	346	346	346	346	

(2)成果と課題

成果	特定非営利活動法人スポネットせいらう主催事業の各教室の参加人数(延べ)は、令和元年度 7,047人(平成29年度 6,226人、平成30年度 6,252人)であり、微増の状態である。なお、令和2年度はコロナ禍の状況下で 3,287人(見込)という状況であった。教室及びイベントごとに利用者へのアンケート調査等も随時行っており、満足度も高い。
課題	特定非営利活動法人スポネットせいらうには専門的なノウハウがあり、そこに補助することで、年間300回もの教室、イベントを実施できており、また参加者も6,000人を超えており、効率的に運動機会を提供できている。今後は、事業の多様化による対応について、企業やスポーツ推進委員との協力体制を構築し、事業の展開を進めていく。

3 担当課による評価

(1)適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画3-Ⅱ-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	適	町の生涯スポーツ活動の振興を通じて、地域住民の健全な心身の発達と健康の保持増進、コミュニティづくりに寄与している。
	町が関与すべき事業である	適	町の生涯スポーツ活動振興における中心的な役割を担い、活動を通じ地域住民に寄与することを目的としており、町が関与すべき事業と考える。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	定額の運営費補助である。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	否	特定非営利活動法人スポネットせいらうのみである。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	否	特定非営利活動法人スポネットせいらうのみであり、周知していない(活動は周知している)。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口申請に限定されていない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	町の生涯スポーツ活動振興において、中心的な役割を担っている特定非営利活動法人スポネットせいらうを対象とすることは適切であると考ええる。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	特定非営利活動法人スポネットせいらうの主催事業への参加者も増加しており、一定の成果をあげていると考ええる。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	町の生涯スポーツ活動振興を図る上で、中心的な役割を担っている特定非営利活動法人スポネットせいらうへの支援は適切であると考ええる。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	補助金事務の執行上、特に無駄もなく、妥当と考える。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	誰もがいつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加することができる環境づくりを目指し、地域住民の健全な心身の発達と健康の保持増進、コ
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	令和2年度から、事業の内容により業務委託で対応している。(コロナ禍の影響により、業務委託も年度途中で変更となった。)
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	否	該当する事業ではない。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	要綱等に記載はないが、実績報告の際に、不適切な使途がないか確認している。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定されていない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	補助対象者の決算状況は確認しているが、具体的な制限は規定されていない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	定額の運営費補助である。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	運営費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	現在、事業費補助への移行が図られていない。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	新設の団体を対象としたものではない。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	町のスポーツ振興を担っている特定非営利活動法人スポネットせいらうを補助することにより、町が直営で事業を行うより効果的に事業や教室を展開することができ、町民に対し効率的に運動機会を提供することができる。町民からのニーズも高いことから現状のまま継続する。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	積算根拠を明確にされたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	1109	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	芸術・スポーツ文化振興奨励金					中項目	人生100年時代の学び
						小項目	文化の振興
事業年度	開始年度	平成 15 年度	根拠法令・条例等	聖籠町芸術・スポーツ文化振興奨励金等交付要綱			
	終了予定	未定 年度					
対 象 (誰、何を)	町民						
意 図 (どのような状態にしたいのか)	芸術・スポーツ文化のまち宣言にのっとり、芸術・スポーツ文化の活動を支援するための報償金(以下「奨励金等」という。)を交付し、町の社会教育に係る芸術・スポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。						
事業の目的を実現するための具体的内容 (事実関係等を含む)	北信越大会や全国大会・国際大会に出場する個人団体に対し、申請によって奨励金を交付する事業 (公共団体等が主催する全国規模の大会⇒学生団体 70前縁、学生個人 15前縁、社会人団体 50千円、社会人個人10千円、オリンピック・パラリンピック等の国際大会⇒個人80千円、国際的な強化合宿⇒個人20千円、文化団体連絡協議会加盟団体⇒1団体50千円以内、スポ少団体⇒45千円+1人500円等)						

2 補助金等の推移

(1)事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	芸術・スポーツ文化振興奨励金等				3,628	2,085	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	
	計				3,628	2,085	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金										
地方債												
その他												
一般財源				3,628	2,085	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100		
受益者の状況	受益者(件)数	申請件数	単位	件	128	113	80	80	80	80	80	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				28,344	18,451	26,250	26,250	26,250	26,250	26,250	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				254	146	148	148	148	148	148	

(2)成果と課題

成果	奨励金交付について町民に周知することにより、本制度の活用が高まっている。
課題	国際大会への出場者を輩出しており、一定の効果があると思われる。近隣市と比較し、1件当たりの単価が高い。一部の人が何度も支給が可能である。

3 担当課による評価

(1)適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画3-Ⅱ-1、3-Ⅱ-3に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	否	全国大会や北信越大会へ出場する個人団体のみへの交付となっているため「不特定かつ多数」のいずれにも該当しない。
	町が関与すべき事業である	否	対象者が限定されるうえ、交付されている団体、専修学校等の構成員は町外在住者も多く、関与すべき事業とは言えない。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	要綱で定められた定額を交付している。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	大会出場等という基準により対象者は絞られるが、申請自体は広く受け付けている。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	適	社会教育だよりに掲載し、定期的に住民へ周知している。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口申請に限定されていない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	要綱に則り、優れた技能を有し、又は挑戦する町民等を対象に交付している。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	国際大会への出場者を輩出しており、一定の効果があると思われる。
	事業目的を達成する手段として最適である	否	奨励金ではなく、補助金として交付する方法も検討されてきている。
	費用対効果は、妥当かどうか。	否	出場したことをもって申請する形になっているため、各申請者にとって必要不可欠ではないと考えられる。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	本奨励金の申請が多いことから町民のニーズはあると考える。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	否	特に見直しはされていない。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	否	出場したことをもって申請する形になっているため投資的性格を有する事業ではない。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	要綱等には規定されていない。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	要綱等には規定されていない。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	奨励金のため、収支報告書の提出は求めている。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	要綱に沿って定額の交付となっている。また、奨励金のため、事業費という概念がない。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	適	上乗せ補助ではない。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	奨励金のため事業費という概念はない。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	移行が図られていない。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	個人のほか、団体も対象としているが、年限に対する制限はない。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	改善(事業の縮小)	理由	交付金の単価が近隣と比較して、減額が可能と考えられる。交付回数も今現在は無制限となっているため、毎年全国大会へ出場するレベルの選手は常に交付を受ける状況になり交付に偏りが生じている。
--------	-----------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
主な意見	積算根拠を明確にされたい。	

補助金等事業調書

補助金等評価調査委員会資料

1 基本情報

事業コード	1110	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業補助金						中項目	人生100年時代の学び
							小項目	生涯学習の展開
事業年度	開始年度	平成 15 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	町が支援しているジュニアスポーツクラブ(フェンシング)							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	競技スポーツを町民に普及し、選手を県内外で活躍できるトップアスリートとして強化を図るために交付するもの。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	競技スポーツを町民に普及し、選手を県内外で活躍できるトップアスリートとして強化を図るため、競技スポーツ団体(新潟県が実施する地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業等(以下「新潟県補助事業」という。))の補助金の交付を受けている団体に限る。)							
	の運営に要する経費に対して補助する。 補助額 令和元年度 205,000円、令和2年度 200,000円							

2 補助金等の推移

(1) 事業費

事業費の推移	年度別事業費(千円)											
	事業費項目				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	ジュニア競技スポーツクラブ育成事業補助金				529	529	524	524	484	484	484	
	計				529	529	524	524	484	484	484	
	財源内訳	国庫支出金										
		県支出金				252	324	324	324	284	284	284
		地方債										
その他												
一般財源				277	205	200	200	200	200	200		
受益者の状況	受益者(件)数	指導者及び対象者	単位	人	15	15	15	15	15	15	15	
	受益者1人(件)に必要なコスト(一般財源/受益者) 単位:円				18,467	13,667	13,333	13,333	13,333	13,333	13,333	
	町民1人当たりが負担するコスト(一般財源/総人口)単位:円				19	14	14	14	14	14	14	

(2) 成果と課題

成果	当該クラブの子どもたちは、全国高校総体をはじめ全国小・中学生選手権など様々な大会でも優勝・入賞という成績を残している。また、クラブ出身者には、ナショナルチームで活躍し、五輪強化指定選手やユニバーシアード日本代表などもある。
課題	今後、少子化が進むなかで、受益者数が減少していくことが予想される。

3 担当課による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	適否	説明
公益性	町の政策・施策に位置付けられている(整合性がある)	適	総合計画3-Ⅱ-1に位置付けられている。
	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	否	構成員が15人程度と少ないため、利益を受けている者は多くない。
	町が関与すべき事業である	適	少年期の町民への教育活動の一環で行われている側面があるため、積極的に関与すべき事業である。

項目	評価基準	適否	説明
公平性	補助率(額)に合理的な理由がある	否	とくにない。
	被補助者が特定の者に偏っていない(対象者が多くいる場合)	適	町内における競技者人口の少ないスポーツを対象としており、対象者は少ない。
	補助対象者に広く周知されている(町広報、個別案内等)	否	補助対象者が限られる上に、対象者とは定期的にやりとりしているため、周知はしていない。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	適	窓口申請に限定されていない。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	適	適切である。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	適	対象者は、国内外の大会で優勝入賞等の好成績を収めているため。
	事業目的を達成する手段として最適である	適	対象者の活動のためには活動費を補助することが最適であると考えられる。
	費用対効果は、妥当かどうか。	適	競技者の少ないスポーツに対しての補助であるため、効果が大きいとは言えないが、補助額も少額のため、費用対効果の面では一定の妥当性がある。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	適	当団体出身者からも、オリンピック出場に近い選手を輩出しているため、社会のニーズがあると考えている。
	環境(情勢)変化を踏まえた事業の見直しがされている	適	近年は、県からの補助金交付状況や財政状況を考慮しながら補助額を変更しており、減少傾向となっている。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業(※1)である	否	該当しない。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	適否	説明
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象から外している(要綱等に規定)	否	規定なし。
	滞納者への補助は行わない(要綱等に規定)	否	規定なし。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している(※2)	否	制限していない。
	国庫補助等に対する横出し補助ではない(※3)	適	横出し補助ではない。
補助率の適正化	補助率を1/2以内としている(※3)	否	定額である。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない(※3)	否	県補助への上乗せ補助である。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である(単なる運営費への補助ではない)	否	明確な根拠はなく、運営費補助である。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	否	移行は検討していない。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	否	対象ではない。

※1 事業の目的及び内容が、子ども・新しい教育への投資、福祉への投資、未来へつなげる投資となるものなど・

※2 高所得者や自主財源があり繰越金が多額な団体などを対象者から外すなど

※3 特別な理由があれば“適”とする。・

4 担当課による今後の考え方

今後の方向性	現状のまま継続	理由	費用負担に対して、国内外の大会に優勝・入賞するなど一定の効果があり、オリンピック等に関わる選手等を輩出すれば、本町の知名度向上のPRにもなりうるため、現状のまま継続していく。
--------	---------	----	---

5 補助金等評価調査委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	目的に沿った使途になっているか。町民への普及は果たされたのか。定期的な見直しが必要。
主な意見	補助金の目的に沿った使途になされているか改めてのチェックを求める。町民への普及度合いを把握したうえで今後継続するか否かを検討されたい。仮に継続した場合でも定期的に見直し、事業目的(普及)や他に比べ、多額な補助額の不公平、不平等感について町民の理解を求めるべきである。事業効果が薄く、また、町民の理解が得られない場合は、県と協議のうえ、廃止することも検討すべきである。また、積算根拠を明確にされたい。	